

金属労協

「地方における政策・制度課題2021」

2021年3月策定

全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協／JCM)

目 次

はじめに	1	
I. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方	2	
II. 具体的な取り組み項目	6	
III. 背景説明	16	
		具体的な取 り組み項目
		背景説明
1. コロナ禍における対応の強化	6	16
①ワクチン接種体制の強化	6	16
②緊急小口資金・総合支援資金、生活困窮者自立支援制度の 活用状況のチェック	6	16
2. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	6	18
①中小企業振興基本条例の制定・改訂	6	18
②奨学金返還支援制度などの拡充	7	18
③奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ	7	18
④国の「行政事業レビューシート」に相当する シートの作成・充実・活用	7	20
⑤ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進	7	22
⑥公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換	8	24
⑦都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の取引条件改善に 向けた取組に関する連携協定」の締結	8	24
⑧公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに 準拠・遵守した適正取引	8	26
⑨公契約における労働条件審査の導入	8	27
⑩災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と 協力した住民支援	9	28
3. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策	9	31
①カイゼンインストラクター養成スクールの開設	9	31
②ものづくりマイスターの活用拡大	9	34
③事業引継ぎ支援センターの強化	9	35
④中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援	10	36
⑤海外事業展開を図ろうとする地元企業支援	10	37
⑥地域活性化に向けたふるさと納税の活用	10	39
⑦「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた 産業界との連携強化	11	41
⑧ものづくり教室の開催	11	42

4. 工業高校教育の強化	11	44
①産業教育設備予算の拡充	11	44
②「地域との共働による高等学校教育改革推進事業」「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」の指定獲得	12	44
③工業高校の魅力の発信	12	46
④「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大	12	47
⑤専攻科の拡充	12	48
⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の地元ものづくり産業での再就職支援	13	49
⑦実習助手の待遇改善	13	49
⑧工業高校の見学	13	50
5. 特定最低賃金の取り組み強化	13	51
①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化	13	51
6. 仕事と家庭の両立支援	14	54
①企業主導型保育事業の活用	14	54
②学童保育の拡充と、保育士、学童保育指導員（放課後児童支援員）の賃金・労働諸条件改善	14	54
③病児・病後児・体調不良児の保育の拡充	14	58
7. 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用	15	59
①外国人技能実習生、特定技能外国人の状況に関する情報公開	15	59
②外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ	15	59
「最低賃金」と「地方政策」の学習会実施について		63

<は じ め に>

医療関係者に対するワクチン接種がようやく始まりましたが、コロナ禍の収束にはまだ時間を要するものと思われます。地方自治体では、迅速かつ着実な接種の実施に向けて体制整備を図りながら、国の成長戦略や政策を踏まえつつ、国民のかなりがワクチンを接種し、新型コロナに対する集団免疫が実現した段階における生活と経済の再生戦略を描いていくことが必要となっています。

今後における生活と経済の再生に際しては、

- *DXについて、産業活動のみならず、地方行政サービス、住民生活など、あらゆる局面において、その成果を享受できるよう、全面的な展開を促進する。これを通じて、東京一極集中の是正を図るとともに、サイバーセキュリティと個人情報保護の徹底を図る。
- *企業が新冷戦に対応していく中で、地域が生産拠点、研究開発拠点として役割を担っていくことができるよう、人材の育成や地元企業の現場力強化を図る。
- *地方行政としても、カーボンニュートラル実現に向けた企業や住民の取り組みのサポートを行う。

ことなどが重要です。金属産業は、DX、新冷戦、カーボンニュートラルなど、まさに大変革の嵐の中にあります。グローバル経済の下で、わが国金属産業がこの大変革を勝ち抜いていくためには、「強固な現場」を構築することが不可欠ですが、企業が「強固な現場」を構築していくためには、立地自治体、周辺自治体が企業にとって魅力ある「強固な地方」であることがきわめて重要です。

金属労協は従来から、

- *民間産業に働く者の観点
- *グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点
- *なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って政策・制度課題の解決に取り組んできました。地域においては、それぞれの事情を反映した産別としての政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度課題に関しても、金属労協の地方ブロックと、地方連合会金属部門連絡会など金属産業の都道府県別組織とが連携を図り、地方連合会を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。地域によっては、ともすれば労働組合からの産業政策分野の政策・制度要求が手薄になる場合もあり、「民間・ものづくり・金属」の観点に立った政策提案を強化していくことが重要です。

各地域で政策議論を進めるにあたり、この「地方における政策・制度課題2021」に盛り込まれた項目に関して地方連合会事務局とともに検討を行うなど、実現に向けた活動を積極的に展開していくこととします。

なお、これまでも多くの都道府県別組織において、地方政策および最低賃金に関する学習会が開催されてきましたが、さらに多くの都道府県で開催いただくよう、改めてお願いいたします。

I. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方

「民間・ものづくり・金属」の立場からの政策を実現するためには、たとえば以下のような手順が想定され、金属の労働組合として、積極的な対応を図ります。

1. 地方連合会の政策への盛り込みに向けて

①地方連合会事務局と協働した取り組み

- *まずは、この「地方における政策・制度課題2021」を地方連合会事務局に提出し、検討を依頼する。
- *地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者のみなさんを交えて、金属労協「地方における政策・制度課題」の読み込みを行う。
- *読み込みを通じて、
 - ・すでに自治体で十分に実現している政策
 - ・すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策を取り除く。
- *残った政策について、地方連合会の政策・制度要求（素案）に盛り込む必要があるかどうか、盛り込むことが可能かどうか、検討する。
- *すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策でも、背景説明が使える可能性があるので、チェックする。
- *最初は大変なように思えるが、2回目以降は補強・新規の項目を中心にチェックする。
- *なお本年は、今後、本格的な取り組みを始める都道府県別組織が、まず最初に取り組むべき項目について、「基本的取り組み項目」として推奨しているので、参考にされたい。（なお、「基本的取り組み項目」は取り組みやすさの観点から抽出しており、重要度や実現のしやすさを示すものではない）

②地方連合会政策議論の場における提案

- *上記のような取り組みが困難な場合は、地方連合会の政策議論の場において、金属部門として、もしくは金属の労働組合の参加者が産別の代表として、積極的に発言し、地方連合会の政策への盛り込みを図る。

なお、金属労協「地方における政策・制度課題」の中身は、必ずしも、金属以外の組合と意見が一致するとは限らない。地方政策に取り組む当初は、金属以外の組合との意見対立の少ないものづくり産業政策を中心に取り組み、こうした組合と政策に関する情報交換・意見交換を重ねたのち、必ずしも意見の一致しない課題についても、理解を得るよう取り組んでいくという方策もありうる。

2. 実現に向けたその他の行動

①学習会の開催

* 金属労協地方ブロックや金属の都道府県別組織内で理解を深めるため、各地域において、「地方における政策・制度課題2021」に関する学習会、あるいは最低賃金に関する学習会を開催する。学習会には、地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者の方にも、参加を呼び掛ける。（添付『最低賃金』と『地方政策』の学習会実施について参照）

* なお金属労協本部として、地方ブロックおよび都道府県別組織の新任の代表・事務局長を対象とした講習会の開催についても、別途検討していく。

②地方議員との連携、経営者団体などへの理解促進

* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が自治体の首長・担当部局、国の出先機関（労働局、経済産業局など）などと懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝える。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 自治体・国の出先機関

* 支援する地方議会議員を通じて、政策の実現を図る。この「地方における政策・制度課題2021」を地方議会議員に配布する。金属の各産別地方組織と、各産別地方組織が支援する地方議会議員とが一堂に会する会議を開催し、「地方における政策・制度課題2021」の政策実現に向けた行動を依頼する。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 地方議会議員 → 自治体

* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が、地元の経営者団体、産業界の代表や報道関係者と懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝え、理解促進、問題意識の共有化を図る。

地方政策を要請する際のポイント

①首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ①基本的な方向性に関する政策
- ②地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③具体的でかつ自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることは少ないものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずで

こうした場合、首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめるよう、求めていくことも有効です。

②「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している自治体、あるいは個別事業の予算の詳細な根拠を示した資料を公表している自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策がすでに存在するかどうか、その政策は効果をあげているかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っている自治体が多く、そうした場合には、シートが作成されていない事業の中に、無駄な事業、効果の少ない事業が含まれている可能性があります。自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

③PDCAサイクルを機能させる

自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、財源の問題、あるいは労働組合とは立場や利害関係が異なる人々への配慮などから、否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張が展開できるようにしていきます。

④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方向性に関する政策・制度要求については、自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができるとは思いますが、具体的でかつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

担当部局の反応とそれに対する対策

担当部局の反応	対 策
①似て非なる政策を指して、「類似の政策がすでにある」「その予算を増額した」と言われる場合。	政策要請に際しては、事前の情報収集が重要。「似て非なる政策」についても事前に検討し、なぜそれではダメなのか、要請する政策との違いは何か、を明確に説明できるようにしておく。
②財源がない、と言われる場合。	他の自治体、とくにライバル自治体、近隣自治体の状況や実施事例などを紹介できるようにしておく、「〇〇県に比べて、わが県は問題が深刻なのではないか」「〇〇県では実施しているのに、なぜわが県ではできないのか」といった主張が可能となり、担当部局からの反論が困難になる。
③こちらの知っている情報を長い時間かけて説明し、時間切れとなってしまう場合。	あらかじめ、こちらの知っている情報について担当部局に伝え、その部分に関しては、認識に誤りのない限り、説明不要であることを伝えておく。
④国が実施すべき政策である、と言われる場合。	「地方における政策・制度課題2021」に盛り込まれている政策課題に関しては、国の政策になり得るかどうかはともかく、少なくとも自治体で実施可能な政策である。他の自治体での実施事例などを紹介できるようにしておく、担当部局からの反論が困難になる。また、とくにライバル自治体、近隣自治体の事例は効果的。
⑤都道府県から、保育所や学童保育、介護施設などは市区町村の責任である、と言われる場合。	実施主体は市区町村であるとしても、たとえば「子ども・子育て支援新制度」では、「国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える」とされており、市区町村の「子ども・子育て支援事業計画」の数値の積み上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、量の見込みと確保方を設定するため、「子ども・子育て会議」を設置し、「都道府県計画」を策定している。介護保険も市区町村単位ではあるが、介護保険の財源としては、都道府県は市区町村と同じ負担（12.5%）を負っており、都道府県の「基金事業計画」に基づき、「地域医療介護総合確保基金」を活用している。いずれにしても、都道府県がまったく関与しない、などということは考えられない。
⑥やりとりが堂々巡りになってしまう場合。何を言っても、同じ回答しか出てこなくなり、最後には沈黙してしまう場合。	担当部局からの反論の余地がなくなったということになる。この場合、たとえ担当部局としては賛成であったとしても、 ①財政当局の理解が得られない。 ②労働組合とは立場や利害関係の異なる人々に対する配慮により、政策として採用できない。 ことなどが考えられるので、首長や地方議会を説得することが不可欠となる。

Ⅱ. 具体的な取り組み項目

1. コロナ禍における対応の強化

<自治体・地方議員への要請項目>

①ワクチン接種体制の強化…新規

本格化するコロナワクチンの接種が迅速かつ着実に行われるよう、市区町村に対して体制強化を促し、ワクチン接種が遅れる市区町村が生じないように求めていくこと。

→ 背景説明P. 16

<自治体・地方議員への要請項目>

②緊急小口資金・総合支援資金、生活困窮者自立支援制度の活用状況のチェック…新規

市区町村における

- ・生活福祉資金特例貸付の緊急小口資金（緊急・一時的な生活費の貸付）、総合支援資金（生活再建までの間の生活費の貸付）
- ・自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援など行う生活困窮者自立支援制度

の活用状況を確認し、都道府県内の他市区町村に比べ、活用の進んでいない市区町村における状況の確認を行い、必要な場合には、体制強化を促すこと。

→ 背景説明P. 16

2. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例を制定・改訂し、

- ・「ものづくり産業」あるいは「製造業」
- ・「良質な雇用」あるいは「ディーセント・ワーク」（注）
- ・「賃金・労働諸条件の向上」
- ・「労働組合の参画」

といったキーワードが必ず記載されるようにすること。

（注）ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）：

権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のこと。

→ 背景説明P. 18

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

②奨学金返還支援制度などの拡充

地方自治体で設置している奨学金返還支援制度を拡充し、活用拡大を図ること。

- 対象を県外出身者や県外大学の出身者に限定している場合には、県内出身者、県内大学出身者も対象に含めるようにする。
- 製造業やICT産業への就職者が対象となっていない場合には、製造業やICT産業も対象に含めるようにする。
- 支援金額については、たとえば大学4年間の最高額で少なくとも100万円を確保する。(補強)

→ 背景説明P. 18

<労働組合としての活動>

③奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

地元産業界や企業に対し、地方自治体が設置している奨学金返還支援のための基金への寄付(出捐)の実施・増額を働きかける。

→ 背景説明P. 18

<自治体・地方議員への要請項目>

④国の「行政事業レビューシート」に相当するシートの作成・充実・活用

国が作成・公表している「行政事業レビューシート」を参考にして、地方自治体を実施している事業について、それぞれ個別に、目的、事業概要、予算額・執行額、目標・実績、コスト、評価などを記載したシートを作成し、公表すること。または、予算の詳細な根拠を示す資料を公表すること。

シートあるいは予算の根拠を示す資料は、地方自治体を実施しているすべての事業について作成・公表すること。

シート、資料を活用し、政策効果が少ないと見られる事業の廃止・見直し、同様の政策効果をめざしている関連事業の整理・統合を検討していくこと。

市区町村に対しても、同様のシート、資料の作成・充実・活用を促していくこと。

→ 背景説明P. 20

<自治体・地方議員への要請項目>

⑤ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進

地方自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、その導入と行政サービスへの活用を検討していくとともに、地元企業に対しても導入促進を図ること。

→ 背景説明P. 22

＜労働組合としての活動＞

⑥公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換

金属労協地方ブロックと金属の都道府県別組織が連携し、全国に8つある公正取引委員会地方事務所（関東甲信越は本局）と懇談の機会を設け、地域における優越的地位の濫用、不適切な取引の状況などに関し、情報提供し、意見交換を行う。

懇談の結果については、地方自治体、経済産業局、地方議員などに対し、詳細な報告を行い、問題意識の喚起を行う。金属労協本部に対しても、連絡を行う。

公正取引委員会地方事務所が情報提供・意見交換に応じない場合には、金属労協本部に連絡する。

→ 背景説明P. 24

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑦都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結…新規

都道府県内の下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関して、中小企業庁と都道府県とが相互に連携していく「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」を締結すること。

→ 背景説明P. 24

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑧公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会、日本電機工業会、情報サービス産業協会の作成した適正取引自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守した取引を行うこと。

地方自治体が実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会に、ICT関係の実務の専門家を加えること。

→ 背景説明P. 26

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑨公契約における労働条件審査の導入

民間委託などの公契約を締結する際、全国社会保険労務士会連合会が提案している「労働条件審査」を導入すること。

→ 背景説明P. 27

＜労働組合としての活動＞

⑩災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

災害時に関する企業のBCP（事業継続計画）において、従業員の生活再建を最優先にするとともに、あらかじめ企業が地方自治体と協力協定を締結するなどにより、企業が円滑に従業員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかけを行う。

→ 背景説明P. 28

3. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設…補強

ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」を開設すること。

2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、地方自治体としての支援を創設・拡充すること。

→ 背景説明P. 31

基本的取り組み項目

＜自治体・労働局・地方議員への要請項目＞

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」による活動実績（受講者のべ人数）は全国で223,105人（2019年度）となっているが、他の地方自治体に比べて、実績が少ないと判断される場合は、活動拡大を促すこと。

なかでも工業高校・中小企業などにおける「実技指導」をとくに重視し、その拡大を図ること。

→ 背景説明P. 34

＜自治体・経産局・地方議員への要請項目＞

③事業引継ぎ支援センターの強化

中小企業の事業承継支援のため各都道府県に設置されている「事業引継ぎ支援センター」の周知徹底を図ること。地域の状況により都道府県庁所在地以外にも必要な場合には、相談窓口を増設すること。

世代交代に際し経営者の親族に後継者がいない場合などとともに、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な賃金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業に関しても、従業員

への承継、親事業者との統合やバリューチェーン内における同業他社との統合を含め、事業引継ぎ支援を行っていくこと。

これまでに実施されたM&Aにおいて、譲受先企業が買収後、労働者の団結権・結社の自由を侵害したり、賃金・労働諸条件の引き下げを行った事例が見られる場合は、そうした情報を収集し、譲渡を希望している企業に提供すること。

なお、わが国の安全保障上、重要な製品・部品・素材の開発・製造を行っている企業については、譲受先企業の資本関係などにも留意すること。

→ 背景説明P. 35

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

④中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。

技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な助成を行っていくこと。

→ 背景説明P. 36

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑤海外事業展開を図ろうとする地元企業支援

海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）遵守の重要性について、周知徹底すること。

県内企業の海外活動を支援するために地方自治体が設置している海外事務所に関し、新冷戦にともなうバリューチェーンの再構築に対応するため、とくに東南アジア・南アジアにおける体制強化を図ること。

地方自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、金属労協（JCM）が現地で年1回開催している「建設的労使関係構築に向けた労使ワークショップ」への駐在員の参加を検討すること。

→ 背景説明P. 37

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑥地域活性化に向けたふるさと納税の活用

ふるさと納税の用途については、通常の歳出では予算が確保されにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものとし、たとえば、

- ・ 専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕の費用。

- ・ 地方自治体独自の給付型奨学金の創設・拡充など、子どもの貧困・進学格差対策
- ・ 農産物、工業製品を問わず、返礼品＝試供品としての地元産品の活用などに用いること。

市区町村に対しても、ふるさと納税を地元の都道府県立専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いるよう、協力を求めること。

→ 背景説明P. 39

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑦「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化…新規

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、都道府県としても「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行い、市区町村に対しても表明を促すこと。とりわけ、

- ・ 政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。
- ・ グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関し広く共有化を図り、規制の見直しなどを含め、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

→ 背景説明P. 41

基本的取り組み項目

＜労働組合としての活動＞

⑧ものづくり教室の開催…補強

地方連合会金属部門連絡会など金属の都道府県別組織を中心に、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。プログラミングなども含めた工作についても、検討する。

なお、コロナ禍の収束が遅れた場合のWebを活用したものづくり教室の進め方について、金属労協本部として検討し、情報提供を行う。（補強）

→ 背景説明P. 42

4. 工業高校教育の強化

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①産業教育設備予算の拡充

専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費（新規・更新）や修繕費を大幅に拡充すること。

工具や実習材料の予算も拡大を図ること。

ふるさと納税を、専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いること。

市区町村に対しても、ふるさと納税を地元の都道府県立専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いるよう、協力を求めること。

地方自治体、専門高校と工作機械メーカーなど民間企業とが連携し、民間企業が産業教育設備や修理サービスを提供する仕組みを構築すること。

→ 背景説明P. 44

基本的取り組み項目

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

②「地域との共働による高等学校教育改革推進事業」「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」の指定獲得…補強

都道府県下の専門高校とりわけ工業高校が、文部科学省の推進する「地域との共働による高等学校教育改革推進事業」「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」に積極的に応募するよう、サポートを強化すること。

→ 背景説明P. 44

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③工業高校の魅力の発信

工業高校の就職実績、3年離職率の低さなど、工業高校の魅力の情報発信に努めること。

→ 背景説明P. 46

＜自治体・地方議員への要請項目＞

④「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大

全国工業高等学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」の認定件数は地域ごとに大きな差があるため、少ない地域では、工業高校に対しその拡大を促すこと。

→ 背景説明P. 47

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

⑤専攻科の拡充

工業高校への専攻科の設置を促すこと。

すでに設置済みの場合は、DXに対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などについても活用していくこと。

ICT企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、設備や教育内容の充実を図ること。

→ 背景説明P. 48

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の地元ものづくり産業での再就職支援

工業高校、工業高等専門学校を卒業し、いったんものづくり産業、またはその他の産業に就職したものの、短期間のうちに離職したいいわゆる「第二新卒」が地元のものづくり産業で就職するため、母校を活用した支援システムを構築すること。

再就職支援については、退職教員の積極的な活用を図ること。

→ 背景説明P. 49

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑦実習助手の待遇改善

「実習助手」について、たとえば「実習教諭」など、実習の指導、指導計画の作成、成績評価といった職務内容を適正に表す呼称を用いるとともに、教員免許を有する者は、「教育職２級」の給料表を適用すること。

→ 背景説明P. 49

基本的取り組み項目

＜労働組合としての活動、地方議員への要請項目＞

⑧工業高校の見学

地元の工業高校を見学し、教職員と情報交換・意見交換を行う。

労働組合として地元の工業高校を見学する際、支援する地方議会議員などに同行を求める。

なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合がない場合には、支援する地方議会議員などに協力を求める。

→ 背景説明P. 50

5. 特定最低賃金の取り組み強化

基本的取り組み項目

＜労働組合としての活動＞

①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化…補強

金属労協の策定しているリーフレットなども活用し、特定最低賃金に直接携わる者だけでなく、広く組織内全体で、特定最低賃金の意義、特定最低賃金制度における企業内最低賃金協定の重要性などに関し共有化を図る。

都道府県知事や都道府県議会議員に対し、特定最低賃金の意義・重要性について、浸透を図るとともに、その維持・強化に向けた具体的なサポートを促す。

国政選挙や都道府県知事選挙、都道府県議会選挙の候補者と政策協定を締結する場合には、特定最低賃金の維持・強化に対する支持を盛り込んでいく。

特定最低賃金の新設・金額改正の申出や審議の際、都道府県庁記者クラブなどにおいて記者会見・記者説明会を行い、特定最低賃金に対する宣伝活動を強化する。

→ 背景説明P. 51

6. 仕事と家庭の両立支援

＜労働組合としての活動＞

①企業主導型保育事業の活用

「企業主導型保育事業助成金」を活用し、企業単独、グループ企業共同で、もしくは工業団地や地域の事業所が共同して保育所を設置するよう、地元産業界・企業に提案していく。

→ 背景説明P. 54

＜自治体・地方議員への要請項目＞

②学童保育の拡充と、保育士、学童保育指導員（放課後児童支援員）の賃金・労働諸条件改善

学童保育未設置校区の学童保育設置を進めていくこと。

学童保育の質の改善に向け、運営主体は公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業を基本とすること。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、これまで「従うべき基準」とされてきた学童保育指導員（放課後児童支援員）の数および資格の基準について、引き続きこれを厳守するよう、市区町村に対し強力に働きかけること。（補強）

保育士、学童保育指導員の賃金・労働諸条件について、人命を預かる重責に相応しい水準の確保に向けて改善を図っていくこと。

→ 背景説明P. 54

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③病児・病後児・体調不良児の保育の拡充

市区町村に対して、保育所や学童保育の利用児童数・待機児童数と比べ、病児・病後児・体調不良児のための保育施設が適正数確保されているかをチェックし、必要な拡充を行うよう、都道府県として働きかけを行っていくこと。

市区町村に対して、病児・病後児・体調不良児保育施設を利用しようとする者が、ネットで空き状況を確認し、申し込みのできるシステムを整備するよう働きかけること。

→ 背景説明P. 58

7. 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用

基本的取り組み項目

＜自治体・監督署・出入国管理局・実習機構・地方議員への要請項目＞

①外国人技能実習生、特定技能外国人の状況に関する情報公開…補強

外国人技能実習生について、死亡・失踪、監理団体や受け入れ企業（実習実施者）による不正行為の根絶、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」の実効的な確保に向け、死亡・失踪や不正行為の事例、賃金水準などについて迅速に情報を公開し、適切な対応を行うこと。

特定技能外国人に関しても、死亡・失踪、登録支援機関や特定技能所属機関による不正行為の根絶などに向け、迅速な情報公開を図ること。

→ 背景説明P. 59

＜労働組合としての活動＞

②外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ…補強

労働組合として、定期的に地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所との情報交換・意見交換を行っていく。外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の状況、賃金水準、そしてコロナ禍において、安易な解雇が行われていないかなども含め確認していく。

→ 背景説明P. 59

Ⅲ. 背景説明

1. コロナ禍における対応の強化

<自治体・地方議員への要請項目>

①ワクチン接種体制の強化…新規

新型コロナワクチンの接種は、医療従事者など、高齢者、基礎疾患を有する方などの順に進み、接種の開始時期は高齢者は早くても4月1日以降になると見込まれています。厚生労働省が提供する「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引き」や自治体向け説明会などを活用し、新型コロナワクチンの接種が迅速かつ着実に行われるよう、市区町村の体制を強化していく必要があります。

<自治体・地方議員への要請項目>

②緊急小口資金・総合支援資金、生活困窮者自立支援制度の利用状況のチェック…新規

2015年度より、生活に困窮し、生活保護を受ける状況に追い込まれている人が自立した生活を送れるように、行政が中心となって支援する制度として「生活困窮者自立支援制度」が始まりました。最後のセーフティネットである生活保護制度の前段階での自立を支援すると位置づけられています。制度の内容は7つ(①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、③就労準備支援事業、④家計改善支援事業、⑤就労訓練事業、⑥生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業、⑦一時生活支援事業)となっています。①自立相談支援事業と②住居確保給付金の支給は必須事業ですが、それ以外の事業は任意事業となっており、各地域で実施状況が異なります。都道府県として、市区町村においてすべての事業が実施されるよう支援を行っていくとともに、必要にして十分な活用のできていない市区町村に対し、働きかけを行っていくことが重要です。

資料1 生活困窮者自立支援制度における支援状況（2019年度）

都道府県	新規相談 受付件数	就労支援 対象者数	都道府県	新規相談 受付件数	就労支援 対象者数
北海道	4,547	499	滋賀	2,037	422
青森	1,087	213	京都	1,758	215
岩手	2,188	174	大阪	6,659	859
宮城	3,181	476	兵庫	3,760	409
秋田	1,454	112	奈良	1,407	233
山形	1,345	164	和歌山	706	42
福島	1,543	289	鳥取	776	123
茨城	3,074	279	島根	1,043	72
栃木	1,952	199	岡山	973	130
群馬	1,346	120	広島	1,749	111
埼玉	10,412	1,498	山口	1,830	206
千葉	7,951	1,361	徳島	1,078	173
東京	29,812	5,438	香川	751	78
神奈川	5,037	494	愛媛	1,302	37
新潟	2,227	197	高知	1,382	89
富山	428	55	福岡	6,075	589
石川	693	91	佐賀	1,579	196
福井	788	139	長崎	1,962	406
山梨	988	175	熊本	2,382	321
長野	2,977	653	大分	1,644	61
岐阜	1,784	313	宮崎	1,093	87
静岡	4,311	564	鹿児島	2,313	181
愛知	5,424	573	沖縄	2,995	689
三重	2,928	239	全国	248,398	35,431

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

2. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

<自治体・地方議員への要請項目>

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展により、地域経済の活性化を図ることを目的として、自治体が中小企業の振興に関する基本方針や施策の大綱を定めるとともに、自治体の責務、中小企業者の努力、住民の理解と協力などに関して記載した条例です。中小企業家同友会全国協議会のまとめによると、2020年7月時点で、全国45都道府県、551市区町村で中小企業振興基本条例が制定されています。

地域経済活性化のカギは、やはりものづくり産業にあります。中小企業振興基本条例が、地元ものづくり中小企業の競争力強化に寄与するものとなるよう、労働組合として働きかけを強化していく必要があります。なお、過度な地元産品購入運動により、消費者利益や企業競争力、自治体財政に悪影響を与えることにならないよう、十分に注意する必要があります。

資料2 中小企業振興基本条例制定の地方自治体数（2020年7月時点）

都道府県	総数		都道府県	総数		都道府県	総数				
	都道府県	市区町村		都道府県	市区町村		都道府県	市区町村			
全国計	596	45	551								
北海道	52	1	51	富山	5	1	4	島根	20	1	19
青森	5	1	4	石川	15	1	14	岡山	8	1	7
岩手	11	1	10	福井	4	1	3	広島	8	1	7
宮城	17	1	16	山梨	16	1	15	山口	8	1	7
秋田	7	1	6	長野	8	1	7	徳島	9	1	8
山形	12	1	11	岐阜	24	1	23	香川	11	1	10
福島	21	1	20	静岡	20	1	19	愛媛	10	1	9
茨城	2	1	1	愛知	19	1	18	高知	2	0	2
栃木	22	1	21	三重	1	1	0	福岡	11	1	10
群馬	21	1	20	滋賀	8	1	7	佐賀	6	1	5
埼玉	16	1	15	京都	3	0	3	長崎	9	1	8
千葉	18	1	17	大阪	15	1	14	熊本	13	1	12
東京	26	1	25	兵庫	19	1	18	大分	18	1	17
神奈川	6	1	5	奈良	2	1	1	宮崎	3	1	2
新潟	24	1	23	和歌山	14	1	13	鹿児島	8	1	7
				鳥取	8	1	7	沖縄	11	1	10

資料出所：中小企業家同友会全国協議会

<自治体・地方議員への要請項目>

②奨学金返還支援制度などの拡充

<労働組合としての活動>

③奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

自治体では、地方創生の一環として、国の特別交付税などの資金を活用して基金を設置し、自治体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度が設けられています。制度内容などは自治体ごとにより異なっており、製造業に就職した者、ICT産業に就職した者、県内大学出身者などは対象とならない場合があるので、対象者が拡大されるようにしていくことが重要です。

また、支援金額についても、国の制度紹介パンフレットでは、イメージとして150万円を挙げ

ていますが、数十万円に止まっているところもあります。

なお、27都道府県、50市区町村の事例が日本学生支援機構のホームページに掲載されています。(ホーム>奨学金>地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度>地方創成の推進>2. 地方公共団体の返還支援制度)

奈良県では、以前は文化芸術関連の職に就いた人を対象とした支援制度しかありませんでしたが、2020年に県内製造業の企業が設けた奨学金返還支援制度の一部を補助する制度が創設されました。

資料3 地元就職者対象の奨学金返還支援制度の事例（都道府県分）

都道府県	年間募集人数	最高額(大学4年間の場合)	特 徴
岩 手		150万円	工学、理学、農学、薬学、情報学からものづくり企業への就職者。登録事業所以外は最高100万円
秋 田	1,000人以上	一般分39.9万円 未来創生分60万円	未来創生分は、理系または特定の外国語に一定の資格を有する者で航空機、自動車、医療福祉機器、情報、新エネルギーの企業への就職者
山 形	300(市町村連携枠含む)	124.8万円	商工、農林水産、建設、医療・福祉への就職者
福 島	40	153.6万円	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業のうち、エネルギー、医療、ロボット、環境・リサイクル、輸送用機械、電子機械、ICT、6次化関連産業への就職者
栃 木	40	150万円	製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業への就職者
東 京		300万円	介護職員として働く者に奨学金返還相当額を支給する事業所に補助。
新 潟		120万円	
富 山		奨学金2年間分	県外在住の理工系から助成対象経費の2分の1を出捐できる中堅・中小企業への就職者
石 川		100万円	理系大学院から鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用・生産用・業務用機器、電子部品・デバイス・回路、電気機器、輸送用機器、繊維、化学、食料品、飲料・たばこ・飼料、情報通信機器の各製造業、情報サービス業の中小企業への就職者に最高100万円
福 井	10	100万円	県外の大学等の理系から建設業、製造業、情報通信業、農業・林業、医療、福祉への就職者
山 梨	35	211万円	理学部、工学部から機械電子産業の中小企業への就職者
三 重	40	100万円	指定地域への定住を希望する者
京 都		45万円	奨学金返還を支援する中小企業に企業負担額の2分の1以内を補助
兵 庫		30万円	奨学金返還を支援する中小企業に年間支給額の3分の1を補助
奈 良		50万円	理工系在籍の就職者を支援する製造事業者に補助。
和歌山	50	100万円	理工系、情報系、農学系、薬学系から製造業、情報通信業の協力企業37社への就職者
鳥 取	180	144万円	製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサル業、旅館ホテル業、民間保育士・幼稚園教諭、農林水産業への就職
島 根	30	288万円	中山間地、離島の事業所への就職者
山 口	15		理系大学院または薬学部から製造業への就職者に最大奨学金2年間分
徳 島	100	100万円	県内公募枠(別に全国公募枠)
香 川	50	72万円	理工系または観光関連分野
愛 媛	100	117.6万円	ものづくり産業、IT関連、観光分野への就職者
長 崎	50	150万円	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、建設業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、観光関連産業、保険業・金融業、BPO企業等への就職者
熊 本	110	244.8万円	うち中小企業への就職者100名。県の基金に助成額の2分の1を出捐した企業への就職者
宮 崎	40	100万円	みやざき産業人材確保支援基金に支援額の4分の1を寄付した企業への就職者
鹿児島	100	大学等在学中の奨学金全額	

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：日本学生支援機構、各府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

<自治体・地方議員への要請項目>

④国の「行政事業レビューシート」に相当するシートの作成・充実・活用

自治体に対し政策・制度要請を行う前提として、まず現時点で、どのような事業が行われているかを調べ、その内容、規模、成果などをチェックしていく必要があります。そうでなければ、政策・制度要請を行っても、自治体から、「こうした制度があります」「この予算を増やしました」「これを新しくやります」といった回答を得て終わってしまうことになりかねません。逆に、既存の制度の問題点を具体的に指摘できれば、労働組合の政策実現力は著しく高まります。

とくに既存の施策が、建前では、住民、勤労者、子ども、ひとり親、高齢者、中小企業、ものづくり産業、農家、芸術家、スポーツ選手などの支援のための制度、ということになっていても、実際には、周辺の関係者の利益になっているだけ、という場合があるので、十分な注意が必要です。

一般的に、自治体を実施する新しい施策、重点的に予算配分する施策については、ホームページなどで具体的な内容が紹介されますが、以前から継続して行われている施策は、事業の名称程度しか紹介されていない場合があります。これに対して国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。多くの自治体でも、「シート」「調書」「評価書」など名称はさまざまですが、「行政事業レビューシート」に相当するシートを作成・公表したり、個別事業の予算の根拠を示す資料を公表しています。どの程度の事業を網羅しているか、記載内容の充実度合いなどは自治体によりかなり異なっているため、一部の事業についてのみ公表されている場合や、1事業1ページ以上の「シート」の形式になっておらず、複数の事業をまとめた一覧表の形になっている場合には、①全事業に関して、②1事業1ページ以上の詳細なもの、が作成・公表されるよう要請していくとともに、それを積極的に活用し、ライバル自治体、近隣自治体などとの比較を行っていくことが重要です。

国の行政事業レビューシートは、「〇〇省 令和〇年度行政事業レビュー」で検索すると、たどり着くことができます。なお国のシートは、前年も行っていた事業、当年度に始まった事業、翌年度に予定している事業で分類されており、概算要求前と概算要求後の2回、公表されます。

都道府県では、鳥取県の「各事業ごとの要求内容」が充実しており、2020年度当初予算の要求段階で1,504の事業について、作成されています。なおホームページでは、「鳥取県 令和〇年度 一般事業段階要求状況」で検索し、たどり着いたページから、「各事業ごとの要求内容」に入っていきます。

埼玉県では、令和2年度当初予算について、1,096の事業について「予算見積調書」を公表しています。「埼玉県 予算見積調書」で検索するとたどり着くことができます。

資料4 鳥取県で「各事業ごとの要求内容」を公表している事業数(令和3年度予算)

会計・部局	事業数	会計・部局	事業数	会計・部局	事業数
令和新時代創造本部	21	商工労働部	87	生活環境部公共	7
交流人口拡大本部	79	農林水産部	180	農林水産部公共	34
危機管理局	23	水産振興局	35	水産振興局公共	3
総務部	83	県土整備部	58	県土整備部公共	135
地域づくり推進部	90	警察本部	27	特別会計	39
福祉保健部	225	教育委員会	144	企業会計	8
子育て・人財局	96	会計管理局	4		
生活環境部	116	県会・各種委員会	10	合計	1,504

資料出所：鳥取県庁ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料5 埼玉県で「予算見積調書」を公表している事業数(令和2年度当初予算)

所属	事業数	所属	事業数	所属	事業数
企画財政部	40	保健医療部	141	企業局	5
総務部	35	産業労働部	106	病院局	1
県民生活部	79	農林部	119	議会事務局	10
危機管理防災部	25	県土整備部	88	教育局	101
環境部	68	都市整備部	32	下水道局	1
福祉部	192	出納	2	警察本部	51
				合計	1,096

資料出所:埼玉県庁ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料6 鳥取県の「各事業ごとの要求内容」の記載例

鳥取県
Iwate Prefecture Web Site

テーマでさがす 県の紹介・観光 お知らせ ネットで手続 県政情報 組織と仕事

現在の位置: 予算編成過程の公開 > 令和3年度予算 > 教育委員会 > 教育実習設備整備費

令和3年度

当初予算 一般事業(公共事業以外) 一般事業要求 支出科目 款:教育費 項:高等学校費 目:施設設備整備費

事業名: **教育実習設備整備費**

もどる (この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)
教育委員会 教育環境課 教育情報化・学校整備担当
電話番号: 0857-26-7507 E-mail: iwatekubenskyou@pref.tottori.jp

	事業費(A)	人件費(B)	トータルコスト(A+B)	正職員	会計年度任用職員	特別職非常勤職員
R3年度当初予算要求額	185,374千円	1,584千円	186,958千円	0.2人	0.0人	0.0人
R2年度当初予算額	32,928千円	1,574千円	34,502千円	0.2人	0.0人	0.0人

事業費
要求額: 185,374千円 (前年度予算額 32,928千円) 財源: 県庫

事業内容

1 事業の目的・概要
県立学校において、実践的な技術・技能を持った生徒を育成するための産業教育・実習等のために必要な設備や、普通教科の授業等に必要の実習設備及び管理的実習設備の整備を行う。

2 主な事業内容

学校名	設備等名称	整備数	要求額(千円)
鳥取商業高校	教師用実験台(化学室)	1	4,611
	生徒用実験台(化学室)	6	
鳥取工業高校	万能試験機データ処理装置	1	1,444
	汎用小気装置	1	7,601
	折り曲げ機(油圧式)	1	8,243
鳥取湖陵高校	純水製造装置	4	548
	テラー・ダムレイド	1	7,395
	フワフワシューケース	1	1,100
鳥取緑風高校	農業用運搬車	1	1,078
青谷高校	陶芸用電気炉	1	874
智頭農林高校	NCルータ	1	19,859
	電子セオドライト	2	1,890
倉吉東高校	生徒用実験台(固定式・地学室)	6	
	生徒用実験台(移動式・地学室)	6	5,673
	教師用実験台(地学室)	1	
倉吉西高校	生徒用実験台	10	6,347
	教師用実験台	1	
	トラクター	1	6,859
倉吉農業高校	多目的網	1	3,773
	揚北台隊用	1	671
倉吉総合産業高校	立形フライス盤(MS-V)	1	10,443
	高電圧実習装置	1	1,100

米子西高校	生徒用実験台	10	14,380
	教師用実験台	1	
	万能試験機	1	21,175
米子工業高校	小型装置	4	21,226
	レーザー加工機	1	746
境港総合技術高校	汎用小気装置	5	22,172
	レーザー加工機	1	3,604
米子養護学校	真空土壌機	1	1,261
	小計		174,074
鳥取湖陵高校	浴室環境制御システム(賃借料)		10,032
智頭農林高校	ワゴン自動車(賃借料)		1,268
	合計		185,374

3 整備の考え方

- 産業教育・実習に必要な設備については、卒業後の就職先等で実用に使われているものを整備する。
- 教育内容の見直しなどで必要となるものを整備する。
- 老朽化や故障等により、修繕では対応ができない設備は更新する。
- 生徒数や授業数等も考慮し、必要数の設備を整備する。

4 予算措置状況

- ・鳥取湖陵高校「浴室環境制御システム(賃借料)」については債務負担行為設定済(平成27~令和3年度)
- ・智頭農林高校「ワゴン自動車(賃借料)」については債務負担行為設定済(令和2~8年度)

これまでの取組と成果

これまでの取組状況

- 平成31年度より「技術スペシャリスト育成環境整備事業」と統合し、県立学校の実験・実習設備の新規整備や更新を行っている。
- ・H30当初予算 6校(10設備)を整備。
- ・H31当初予算 3校(5設備)を整備。
- ・R2当初予算 5校(7設備)を整備。

これまでの取組に対する評価

- ・機器の新規設備や更新により、学校における実習が円滑に進められている。
- ・実習により機器の使用手法や加工技術等を身につけることで、生徒の進路選択を広げるとともに、県内外の企業等で即戦力となっている。

要求額の財源内訳 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	使用料・手数料	寄附金	分担金・負担金	起債	財産収入	その他	一般財源
前年度予算	32,928	0	0	0	0	0	0	0	32,928
要求額	185,374	0	0	0	0	0	0	0	185,374

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

資料出所:鳥取県ホームページ

<自治体・地方議員への要請項目>

⑤ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になります。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいと言われて

います。

自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。また企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要です。

総務省では、2019年12月「ローカル5G導入に関するガイドライン」を策定しており、各自治体における導入と活用に関し、検討を進めていくことが重要です。2020年4月30日時点で、製造業／メーカー、通信事業者、ケーブルテレビ、大学、自治体など15者からローカル5Gの免許申請が行われています。2020年12月からは、新たな周波数の無線局免許申請の受付が開始されており、地域の企業や自治体などさまざまな主体によって活用され、地域の活性化に繋がることが期待されています。

資料7 ローカル5G導入に関するガイドライン（抜粋）

令和元年12月 総務省

1. ガイドラインの目的

(1) ローカル5Gの概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（以下「ローカル5G」という。）については、情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、候補周波数帯のうち、28.2-28.3GHzについて技術的条件が取りまとめられ、今般、必要な制度整備を行った。

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待される。基本的には、自営目的での利用を想定しているが、地域に密着した多様なニーズに対応するために、地域の企業等にネットワーク構築等を依頼し、電気通信役務として提供を受けることも可能としている。

5Gは、導入当初は、制御信号を扱う4G（以下「アンカー」という。）のインフラを基盤として動作する無線アクセスネットワーク（NSA：Non Stand Alone。以下「NSA」という。）構成で運用される技術仕様となっており、その後5Gのみで動作する無線アクセスネットワーク（SA：Stand Alone）構成による運用へと移行することが想定される。ローカル5Gについても、導入当初は、NSA構成によるアンカーの構築が必要となることから、地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWA」という。）の帯域（2575-2595MHz）を使用した4Gによる通信システム（以下「自営等BWA」という。）を自ら構築するか、携帯電話事業者又は地域BWA事業者の4G網を使用するかのいずれかが求められる。

このため、上述の委員会報告においては、自営等BWAについて技術的条件が取りまとめられ、今般ローカル5Gと併せて必要な制度整備を行った。

(2) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、上記を踏まえ、ローカル5Gの導入を促進する観点から、ローカル5G及び自営等BWAに係る制度について明確化するものである。

具体的には、ローカル5G及び自営等BWAの無線局免許の申請手続や、電気通信事業として導入する場合の考え方について、電波法（昭和25年法律第131号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用関係について明確化し、ローカル5G及び自営等BWAに関係する制度の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

なお、ローカル5Gは、4.6-4.8GHz及び28.2-29.1GHzの周波数帯が候補帯域として想定されているが、本ガイドラインは、その中でも、先行して制度整備を行った28.2-28.3GHzの100MHz幅の利用について整理を行うものである。

<労働組合としての活動>

⑥公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換

2016年9月、政府は親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることなどを目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」を公表、これに基づいて、下請法、下請中小企業振興法の強化、手形に関する通達の見直し(支払いは可能な限り現金とし、手形サイトは将来的に60日以内とするよう努める)、業界団体による自主行動計画の策定、業種別下請ガイドラインの改訂、「型」管理の適正化に向けたアクションプランの策定などが実施されるとともに、公正取引委員会の書面調査、中小企業庁による自主行動計画フォローアップ調査や下請Gメンヒアリング調査などが実施され、不適切な事例に関して対応が行われているところですが、局面が大きく変わっている状況は見られません。

労働組合として、取引の実態、サプライヤーの実情を規制当局に伝え、取り組みの一層の強化を求めていくことが重要です。また、規制当局の反応が芳しくない場合には、そうした状況を自治体、経済産業局、地方議員などに伝えていく必要があります。

公正取引委員会の地方事務所は、全国8カ所となっています(関東甲信越は本局)。

資料8 公正取引委員会の地方事務所



<自治体・地方議員への要請項目>

⑦都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結…新規

2018年7月、経済産業省と和歌山県は、県内の下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関して相互に連携していくことに合意し、協定を締結しました。経済産業省は、「本協定により、より多くの下請等中小企業者へのアプローチが可能となり、効率的できめ細かい情報収集と行政対応が可能」としており、こうした取り組みを全国に広げることが重要です。



経済産業省と和歌山県が県内下請等中小企業者の取引条件改善に向けて連携します



経済産業省では、取引調査員(下請Gメン)による訪問調査(下請企業ヒアリング※)等により、下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組を強力に推進しているところです。

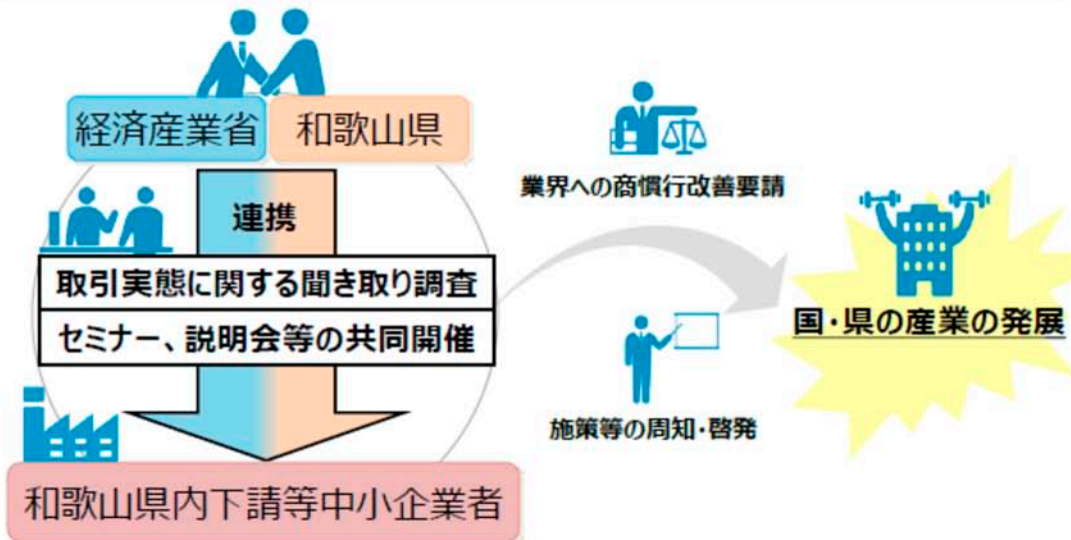
和歌山県も、県独自の取組として、県内下請中小企業へのヒアリングやアンケート調査を実施してきています。

今般、経済産業省と和歌山県は、県内の下請等中小企業者の聞き取り調査等を連携して実施することとし、そのための協定を締結します。(自治体との連携は全国初)

本連携により、より多くの下請等中小企業者へのアプローチが可能となり、効率的できめ細かい情報収集と行政対応が可能になります。

主な連携項目

- 取引実態に関する聞き取り調査共同実施によるノウハウ移転やその情報共有
- 和歌山県における講習会やセミナー等の共同開催
- 県からの情報を活用した国レベルでの対応（行政指導など）



※下請企業ヒアリング

平成29年1月より、経済産業省(中小企業庁)では、取引調査員(下請Gメン)を配置して下請中小企業を訪問しています。

お話の内容は、必要に応じて、秘密保持を前提として、発注者側事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を強く促しています。

平成30年3月までに3,031件のヒアリングを実施し、「発注予定額の〇%など合理性のない引き下げを要請される」「手形では下請代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる」などの声を政府の基準改正に反映してきました。

資料出所：経済産業省

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑧公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

公契約、とりわけ情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行時期の関係などから、短納期発注が行われやすい状況があります。公契約は下請法の対象外ですが、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守した適正取引が行われるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要があります。

資料10 適正取引のためのガイドライン、自主行動計画

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」

(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)繊維、(5)情報通信機器、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告、(8)建設業、(9)建材・住宅設備産業、(10)トラック運送業、(11)放送コンテンツ、(12)金属、(13)化学、(14)紙・加工品、(15)印刷、(16)アニメーション制作業、(17)食品製造業・小売業(豆腐・油揚製造業)、(18)食品製造業・小売業(牛乳・乳製品製造業)

業界団体の策定した自主行動計画

自動車：(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会

素形材：(一財)素形材センター等 計9団体連名

機械製造業：(一社)日本建設機械工業会、(一社)日本産業機械工業会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本半導体製造装置協会、(一社)日本ロボット工業会、(一社)日本計量機器工業連合会、(一社)日本分析機器工業会

航空宇宙工業：(一社)日本航空宇宙工業会

繊維：日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会連名

電機・情報通信機器：(一社)電子情報技術産業協会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)日本電機工業会

情報サービス・ソフトウェア：(一社)情報サービス産業協会

流通業(スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業)：

(一社)日本スーパーマーケット協会、(一社)全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、(一社)日本ボランティアチェーン協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会

建材・住宅設備業：(一社)日本建材・住宅設備産業協会

紙・紙加工業：日本製紙連合会

トラック運送業：(公社)全日本トラック協会

建設業：(一社)日本建設業連合会

警備業：(一社)全国警備業協会

放送コンテンツ業：放送コンテンツ適正取引推進協議会

資料出所：中小企業庁ホームページ

資料11 「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」参加団体

(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(公社)経済同友会、全国中小企業団体中央会

○業種別経済団体(61団体)

板硝子協会、(一社)住宅生産団体連合会、(一社)情報サービス産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)信託協会、(一社)生命保険協会、石油鉱業連盟、石油連盟、石灰石鉱業協会、(一社)セメント協会、(一社)全国銀行協会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国地方銀行協会、全国通運協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(公社)全日本トラック協会、(一社)第二地方銀行協会、(公社)鉄道貨物協会、電気事業連合会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)投資信託協会、(一社)日本化学工業協会、日本化学繊維協会、(一社)日本ガス協会、(一社)日本建設業連

合会、(一社)日本港運協会、日本鋳業協会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本ゴム工業会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、日本証券業協会、(一社)日本人材紹介事業協会、(一社)日本人材派遣協会、日本製紙連合会、日本製菓工業協会、日本製菓団体連合会、(一社)日本船主協会、日本船舶輸出組合、(一社)日本倉庫協会、(一社)日本造船工業会、(一社)日本損害保険協会、日本チェーンストア協会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本電機工業会、(一社)日本電線工業会、(一社)日本塗料工業会、(一社)日本乳業協会、日本百貨店協会、日本肥料アンモニア協会、(一社)日本ベアリング工業会、(一社)日本貿易会、日本紡績協会、(一社)日本民営鉄道協会、日本羊毛産業協会、(一社)日本旅行業協会、ビール酒造組合、(一社)不動産協会、(一社)不動産証券化協会

○地方別経済団体 (47団体)

北海道経営者協議会、(一社)青森県経営者協会、(一社)岩手県経営者協会、(一社)宮城県経営者協会、(一社)秋田県経営者協会、(一社)山形県経営者協会、福島県経営者協会連合会、(一社)茨城県経営者協会、(一社)栃木県経営者協会、(一社)群馬県経営者協会、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)千葉県経営者協会、(一社)東京経営者協会、(一社)神奈川県経営者協会、(一社)新潟県経営者協会、(一社)富山県経営者協会、(一社)石川県経営者協会、福井県経営者協会、山梨県経営者協会、(一社)長野県経営者協会、(一社)岐阜県経営者協会、(一社)静岡県経営者協会、愛知県経営者協会、三重県経営者協会、(一社)滋賀経済産業協会、京都経営者協会、大阪経営者協議会、兵庫県経営者協会、(一社)奈良経済産業協会、和歌山県経営者協会、(一社)鳥取県経営者協会、(一社)島根県経営者協会、岡山県経営者協会、広島県経営者協会、山口県経営者協会、徳島県経営者協会、香川県経営者協会、愛媛県経営者協会、高知県経営者協会、福岡県経営者協会、佐賀県経営者協会、長崎県経営者協会、熊本県経営者協会、大分県経営者協会、宮崎県経営者協会、鹿児島県経営者協会、(一社)沖縄県経営者協会

計 112団体 (2017年11月16日現在)

資料出所：経団連

<自治体・地方議員への要請項目>

⑨公契約における労働条件審査の導入

全国社会保険労務士会連合会では、一般競争入札などにより地方自治体が行う公共事業・業務の実施に関する委託を受けた企業について、社会保険労務士が労働基準法などの労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その規程類・帳簿書類の内容のとおり労働条件が確保され、労働者がいきいきと働くことができる職場になっているかを確認する「労働条件審査」を提案しています。東京都では、板橋区が2008年に導入したのを皮切りに、千代田区、新宿区、北区、練馬区、江戸川区でも採用されています。

なお仕組みの詳細は、全国社会保険労務士会連合会のホームページに掲載されています。(ホーム>連合会・社労士会について>連合会の取り組み>公契約における労働条件審査)

資料12 千葉県流山市における労働条件審査結果（2019年度）

令和元年度指定管理者制度における労働条件審査の結果について

1 目的及び市の役割
指定管理者のもとで働く従業員等の労働条件が市民サービスの向上にむけて安定・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理運営業務に責任を担える状況にあるか確認するため、労働条件審査を行いました。
なお、審査において指摘のあった事項については、市が適正な労働環境を整備するよう指定管理者に対して指導するとともに、改善の状況を確認しています。

2 調査対象
指定管理期間が初年度となる事業者が対象となります。

施設名	指定管理者名	所管課
① 東部公民館		公民館
② 流山市おおたかの森ホール		生涯学習課

3 審査方法
社会保険労務士に委託して、以下の審査を行いました。なお、実施時期は施設の指定管理開始から6カ月以降とされています。

(1) 事前審査
事前に指定管理者から提出された就業規則等の書類において法令で要求されている事項の記載を確認し、労働環境の全体像を把握するため、審査を行いました。

(2) 現地審査
事前に提出された就業規則等の規程の運用状況や各種帳簿等の整備・運用状況、各種届出の有無・適正性を確認し、労働社会保険諸法令の遵守状況を評価・確認するため、審査実施者は、指定管理者に対して現地審査を行いました。

(3) 法令遵守確認ヒアリング
就業規則等の規程の運用状況を総合的に評価・確認するため、現地審査に合わせて、審査実施者は指定管理者の従業員に対する法令遵守確認のヒアリングを行いました。

4 審査の主な内容

(1) 労働基準法等に関する事項

- ア 就業規則、賃金規程、退職金規程、育児・介護休業規程（その他就業規則において別に定める旨が規定されている規程等を含む。）
- イ 出勤簿（タイムカード）
- ウ 労働者名簿
- エ 賃金台帳
- オ 労働条件通知書、雇用契約書
- カ 労働基準法他諸法令に基づく協定書控（時間外労働・休日労働に関する協定届、賃金控除協定等）

(2) 労働安全衛生法に関する事項
労働安全衛生法に基づく申請・届出書等控（定期健康診断報告書、衛生管理者・産業医選任報告書）、衛生委員会の議事記録等

(3) 雇用保険法に関する事項
ア 雇用保険法に基づく申請・届出書等控
イ 労働者災害補償保険法に基づく申請・届出書等控

(4) 労働保険徴収法に関する事項
労働保険徴収法に基づく申請・届出書等控

(5) 健康保険法・厚生年金保険に関する事項
ア 健康保険法に基づく申請・届出書等控
イ 厚生年金保険法に基づく申請・届出書等控

5 各施設における労働条件審査結果の概要

施設名	指定管理者名
① 東部公民館	特
<ul style="list-style-type: none"> ・規定や手続き等は、一部に不備が見られたが、改善され適正となった。 ・従事者との個々のヒアリングを行った結果、施設長の豊富な経験に基づくリーダーシップのもと、従業員相互のコミュニケーションは十分図られており、良好な労働環境であると感じられた。 	
② 流山市おおたかの森ホール	MO
<ul style="list-style-type: none"> ・規定や手続き等は、一部に不備が見られたが、改善され適正となった。 ・従事者との個々のヒアリングを行った結果、研修等での教育訓練も実施されており、大変良好な労働環境であると感じられた。 	

資料出所：千葉県流山市（流山市のホームページでは、指定管理者名も公表している）

<労働組合としての活動>

⑩災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

政府の示している「事業継続ガイドライン」では、平常時・被災後における企業と地元自治体との連携に関する「地域防災協定」などを推奨しています。

コロナ禍を機に、感染症を対象とした事業継続計画（BCP）の整備・見直しの機運が高まっています。厚生労働省は、2020年12月に「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」をまとめています。感染症は、影響の範囲が広く、主として人に対して影響するなど、地震や台風とは異なる対応が必要になります。政府のガイドラインなども参考に、必要に応じて事業継続計画の整備・見直しを進めることが重要です。

資料13 内閣府「事業継続ガイドライン」抜粋（2013年）

4.3 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要である。⁶⁴重要な顧客や従業員の多くは地域の人々である場合も多く、また、復旧には、資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解・協力を得なければ実施できない事柄も多いためである。

したがって、まず、**地元地域社会を大切に**する意識を持ち、**地域との共生に配慮**することが重要である。地域社会に迷惑をかけないため、平常時から、火災・延焼の防止、薬液噴出・漏洩防止などの安全対策を実施し、災害発生時には、これらの問題の発生有無、建造物が敷地外に倒壊する危険性の有無などを確認することが必要である。危険がその周辺に及ぶ可能性のある場合、住民に対して、危険周知や避難要請、行政当局への連絡

など、連携した対応をとるべきである。さらに、各企業・組織が自己の利益のみを優先し、交通渋滞の発生、物資の買占めなど、地域の復旧を妨げる事態につながることは避けるべきである。

また、企業・組織は、地域を構成する一員として、**地域への積極的な貢献**が望まれる。**地元の地方公共団体との協定⁶⁵をはじめ、平常時から地域の様々な主体との密な連携**が推奨される。⁶⁶さらに、被災後において、企業・組織が応急対応要員以外の従業員に当面の自宅待機を要請すると、**自宅周辺の人命救助、災害時要援護者の支援などに貢献**する機会を作ることにもなり、都市中心部の場合には、混雑要因の緩和にもつながる。⁶⁷社会貢献としても、従業員個人の自主的なボランティア活動を促進させる上で、企業・組織におけるボランティア休暇制度の普及が期待される。⁶⁸

なお、地元地域の側においては、企業・組織が地域貢献を行うことと、当該企業・組織が事業継続のために代替拠点へ移転することは切り離し、その経営判断に理解を進めることも望まれる。地元拠点のある企業・組織が、BCP発動により別拠点でも生き残ってこそ、地域に戻ることも可能となり、また、それが地域の復興にもつながると考えられる。

<脚注>

- 64 現地復旧の場合に限らず、代替拠点に移動する場合においても、将来戻る可能性を考慮し、経営判断によって地域との関係を維持向上する戦略を考えるべきである。
- 65 協定の内容は、**水・食料の提供、避難所の提供、復旧作業への協力、機器の修理、物資の運送、技術者の派遣など、多様なもの**が想定される。
- 66 自治会やNPOに対して、集会場所・展示物を提供したり、講師の派遣やセミナーを共催すること等も考えられる。
- 67 特に大都市圏では、**従業員に無理な出社指示を出す**と、**救援活動の交通への支障、水や食糧の不足、トイレやゴミの対応の困難**などが予想される。
- 68 企業の社会貢献の例として、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

資料出所：内閣府

資料14 企業による自治体及び住民団体との「地域防災協定」の実例

特徴

1. 防災における企業の地域貢献について、具体的な支援内容を盛り込んだ協定文書の形態で定めている。
2. 協定は、企業と周辺町会に自治体が加わった三者協定である特徴を持ち、災害発生直後からの緊急支援をベースに継続的に見直しが図られ、内容の充実が促進されることが期待される。また、地域における防災に対する共同共助意識の向上に寄与する。
3. 支援内容は、三者による協議を通じて、企業の事業実態(身の丈)に即した、効果があり実現性の高いものとなり、防災訓練の協同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供等平素からの協力についても含んでいる。

概要

A社は、2000年7月に、B事業所を対象に、B市及び周辺5町会と「地域防災協定」(正式名称は、「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」、以下同じ)を締結した。

協定に基づき、事業所が協力する範囲は、災害時においては、避難場所、重機等の資機材、ヘリコプター緊急離着陸場所の提供等、平素においては、防災訓練の協力又は協同、防災備蓄倉庫設置場所の提供等となっている。

目的

1. 大地震のような広域災害発生直後から、自治体等による直接的な緊急支援が開始されるまでの一定期間(通常3日間)、地域内に所在する企業が地域への応急支援を担おうとするものである。
2. 協定書第1条において、「地域防災協定」を締結する目的を以下のように定めている。
 - ・災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、及びB市地域防災計画地震対策編における「災害時において、企業は地域に貢献する。」ことを基本理念とし、B市及び周辺5町会が行う災害時応急活動及び平素からの防災まちづくりに対するA社の協力に関し、必要な事項を定める。
3. 災害対策基本法第7条第2項では、住民の責務を以下のように定めている。「地域防災協定」は、企業においても、地域コミュニティを形成する住民と同様の責務を果たすことを目的とするものである。

- ・地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

経緯及び活動状況

1. A社は、1965年のB事業所の開設以来、周辺5町会の住民（約4,000世帯）と、納涼祭開催や市民祭協賛などを通じた積極的な地域交流を行っている。
2. その後、再三にわたる豪雨、台風による増水・浸水被害の発生を受け、地域の防災・環境整備に関する地域ぐるみの取組みに対しても、事業所として積極的に協力しており、町会との話し合いを発端として2000年7月に「地域防災協定」を締結するに至った。
3. 協定は、A社B事業所、周辺5町会及びB市の三者により、締結された。また、協定には、災害時の応急活動及び平素における防災まちづくりに関する事業所の協力の内容を定めたものであるが、協定に基づく事業所の協力に要する費用は、基本的に無償とするが特別な場合は協議により市が負担することがあること、協定による支援は災害の発生後3日間を原則とすること（その後の対応は三者の協議による）なども定められている。
4. 協定における具体的な事業所の協力の内容は、以下のとおり。
 - (ア) 災害時
 - ・グラウンド（約1万㎡）の開放（町会は、一時避難場所及び救難活動拠点として、行政は、ヘリコプターの離着陸拠点及び救援活動拠点として活用）
 - ・運搬用フォークリフトなど、重機等の資機材の提供（避難、支援活動のための通路（道路）の確保、救命支援、崩壊家屋の瓦礫撤去などに活用）
 - ・その他施設（グラウンド内トイレや水道等の施設・設備等の活用）
 - (イ) 平素
 - ・防災訓練の協力または協同実施
 - ・防災備蓄倉庫の設置（設置場所の提供及び鍵の管理）
5. 今後も、協定内容のさらなる充実を目指し、消防署などとも連携した合同防災訓練や初期対応のシミュレーション訓練の実施に加え、太陽光発電装置の電力供給、事業所隣接社宅の一時提供、輸送車両の提供、炊き出し用としての屋外バーベキューコーナーの活用など、災害時における協力範囲の拡大についても検討することとしている。

資料出所：内閣府

資料15 事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	○できる限り事業の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響の範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が困難）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間準備が可能
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復が期待できる	○集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

資料出所：厚生労働省

3. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設…補強

中小企業庁の委託による「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」によれば、製造業の下請事業者のうち、生産効率改善を行っていない事業者は17.1%に止まっていますが、生産効率改善の中身を見ると、作業員の作業動線の見直しを行っているのが23.9%、仕掛品在庫削減を行っているのが23.0%、ラインや部品配置の見直しを行っているのが19.2%に止まっており、カイゼン活動に取り組んでいるところは実際には2割程度と見る事ができます。製造業の中でも、中小企業、とりわけ3次下請以降の企業では、カイゼン、ムダとり、3S（4S、5Sとも）といったカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きくなっています。

また、生産効率改善を行っていると回答した企業の中で、外部専門家による「指導は受けていない」という回答は78.6%に達していますが、コンサルタントを活用しようと思えば、当然費用がかかり、コンサルタント費用を捻出できない場合も多いものと思われます。こうした状況に対し、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」が全国16カ所（2019年度）に設置されています。「スクール」に対して行われていた経済産業省の補助金は2019年度をもって終了しましたが、各地の中小企業の実産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、その活動の継続、および全国での設置に向けて、地方自治体が支援を行っていくことが重要となっています。

これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいは従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業での活躍を促す「カイゼンインストラクター養成スクール」の取り組みによって、地元ものづくり企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。「カイゼンインストラクター養成スクール」の実施組織は、ほとんどが都道府県の産業支援機構、中小企業振興公社といった組織であるため、こうした組織に積極的に働きかけていくことが重要です。

なお、スクールに関する詳細な情報は、「ものづくり改善ネットワーク」の「地域ものづくりスクール連絡会」のホームページで見ることができます

資料16 下請事業者における生産効率改善の取り組み（製造業）

①取り組み

(%)

資本金	整理 整頓 清掃	機械に よる 自動化	作業ルー ルの策 定・改訂	歩留ま り改善	作業員の 作業動線 の見直し	仕掛品 在庫 削減	ラインや 部品配置 の見直し	日次・週 次での課 題の収集	行って いない	その他
計	52.0	37.7	34.8	29.9	23.9	23.0	19.2	16.9	17.1	2.3
1億円超～3億円以下	77.1	54.3	65.7	65.7	45.7	45.7	54.3	20.0	5.7	2.9
5千万円超～1億円以下	69.5	52.1	58.7	49.8	32.4	32.9	31.5	28.6	5.6	0.5
1千万円超～5千万円以下	60.1	46.0	41.7	36.9	23.0	27.2	22.5	22.2	10.1	1.6
1千万円以下	46.1	32.2	28.5	23.9	22.8	19.6	15.8	13.2	21.6	2.8

②外部専門家による指導

(%)

資本金	大手 企業の OB	中小 企業の OB	技術士	商工会 議所・商 工会の 指導員	その他公 的支援 機関の 指導員	指導は 受けて いない	その他
計	7.5	1.9	2.0	2.5	4.8	78.6	6.7
1億円超～3億円以下	15.6	6.3	0.0	0.0	6.3	65.6	21.9
5千万円超～1億円以下	13.7	1.0	3.0	0.5	5.1	69.0	11.2
1千万円超～5千万円以下	9.4	2.0	2.2	2.8	6.4	74.8	8.3
1千万円以下	5.5	1.9	1.8	2.8	4.0	82.2	4.9

資料出所：日本リサーチセンター「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」（中小企業庁委託調査）

資料17 各地のカイゼンインストラクター養成スクール

開催場所	名 称	実施組織
山形県米沢市	リーン・マネージメントコース	山形大学国際事業化研究センター
茨城県水戸市	いばらき生産性向上人材育成スクール	茨城県中小企業振興公社
群馬県前橋市他	群馬ものづくり改善インストラクタースクール	群馬県産業支援機構
東京都	東京都生産性革新スクール	東京都中小企業振興公社
東京都杉並区	JPCAものづくりアカデミー	日本電子回路工業会
新潟県長岡市	長岡ものづくり現場改善インストラクター養成スクール	NPO法人長岡産業活性化協会NAZE
富山県富山市	富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール	富山県中小企業団体中央会
福井県福井市	福井ものづくり改善インストラクタースクール	ふくい産業支援センター
長野県諏訪市	信州ものづくり革新スクール	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
静岡県静岡市	静岡ものづくり生産性向上推進リーダー育成スクール	静岡県産業振興財団
愛知県幸田町	ものづくり改善リーダー育成スクール	幸田ものづくり研究センター
三重県四日市市	三重ものづくり改善インストラクター養成塾	三重県産業支援センター
滋賀県草津市	生産性向上支援インストラクター養成スクール	しが産業生産性向上経営改善センター
和歌山県 和歌山市	和歌山ものづくり経営改善スクール	わかやま産業振興財団
広島県広島市・ 福山市	現場イノベーションスクール	ひろしま産業振興機構
宮崎県延岡市	改善インストラクタースクール延岡	宮崎県工業会

(注)1. 開催場所は直近に開催された会場。

2. 資料出所：各組織ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料18 カイゼンインストラクター養成スクールの募集要項（広島）

お申し込みから受講までの流れ

- お申し込み**
 - 「申込書」と「会社概要(リーフレット等)」を、ものづくり人材育成センターへ郵送(併せて)してください。
 - 「申込書」は、ホームページからダウンロードをお願いします。
<https://www.hiwave.or.jp/event/22647> ▶▶▶
 - 応募メット/2020年8月31日(月) 必着
- 受講決定・受講料の納付**
 - 受講決定通知が届いた方は、所通知に記載する銀行口座へ受講料をお振り込みください。
 - ※振込手数料は申込者にて負担ください。
- 受講の際には**
 - 講習には、オンラインに必要な通信機器(インターネット環境、PC、Webカメラ/マイク等)をご用意ください。
 - ※通信機器について、詳しくはお問い合わせください。
- 修了**
 - 全カリキュラムを修了された方は、現場イノベーションスクール修了証を授与します。
 - 自社の改善活動を推進するリーダーとして、ご活躍いただきます。
 - ※この「現場イノベーションスクール」は、中小企業地域資源活用促進事業の助成金を活用して実施しています。

新しい内容のお問い合わせはこちらへ

SAKURAI 広島県産業振興機構
 ものづくり人材育成センター
 〒730-0092 広島市中央区千田町3-7-47 広島県東区アザ3F
 ☎082-240-7716 ✉h-jinzai@hiwave.or.jp

社長！今こそカイゼンを！

～IoT活用の第一歩です～

現場改善指導 現場イノベーションスクール オンライン版 令和2年度 募集案内

日 時 2020年10月7日(水)～12月23日(水)の期間中14日間
 講義10日・疑似実習4日/3回 2021年3月3日(水)改善報告会有り

受講方法 オンライン受講 (Zoom利用・双方向コミュニケーション)
 ※対象者・受講料につきましては、中堅ページの掲載概要をご覧ください

応募メット 8月31日(月)

現場イノベーションスクールってなんだ？

誰もが安全に働くことができ、困ったときは仕事をシェア、従業員の高いモチベーションが自働！
 そんな会社と一緒に目指しませんか！

現場イノベーションスクールは、「講義」と「実習」で構成するカリキュラムで「学び」自社で「実践」することで、実際に使える「現場改善スキル」が身に付く人材育成プログラムです。
 この現場改善スキルを習得することが、将来のIoT活用の基盤になるものと考えています。

オンライン	オンライン	自社	オンライン
講義(理論)	疑似実習体験	実習	改善報告

開催概要

【スクール】2020年10月7日(水)～12月23日(水)の期間中14日間
 (2hr/コマ、2.8コマ)

【改善報告会】2021年3月3日(水) (2hr/コマ、2コマ)

オンライン受講(双方向コミュニケーション)
 注)インターネット環境があり、Zoomによるオンライン会議が可能であることが条件となります。
 ※本件でのご質問、ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

【Zoom接続の簡単な流れ】
 ①当方から講義前日までにメールで、Zoom接続URLを送信いたします。
 ②講義開始20分前には、接続URLでZoomに入り、「ミーティングに参加」してください。
 ※受講者には、開講までに接続テストを行います。

【講義時間】
 午前 9:30～11:30
 午後 13:30～15:30

●県内に本社または支社、事業所を有して、
 将来、IT・IoT・AI・ロボット等の導入を検討しているものづくり中小、小規模企業
 ●デジタル化の前提として、その基礎となる改善手法(分析や問題解決)を修得して、
 企業内で推進役を担う担当役員、現場責任者、及びチームリーダー

受講料 100,000円 ※税込 定員 12名

カリキュラム	9:30～11:30	13:30～15:30
1日目	開講式・序論	改善推進リーダーの心構え①
2日目	改善推進リーダーの心構え②	ものづくりの基礎概念/競争力
3日目	ものづくりとIoT	現場の5S
4日目	コストと生産性①	コストと生産性②
5日目	プロセス分析①	プロセス分析②
6日目	IE(人の作業の改善)①	IE(人の作業の改善)②
7日目	IE(人の作業の改善)③	IE(人の作業の改善)④
8日目	品質管理のQC手法①	品質管理とQC手法②
9日目	設備生産性の改善	生産管理-設備の改善
10日目	現場改善の進め方	疑似実習体験の進め方
●疑似実習		
11日目	疑似実習体験①	疑似実習体験②
12日目	疑似実習体験③	疑似実習体験④
13日目	疑似実習体験⑤	疑似実習体験⑥
14日目	疑似実習体験⑦	疑似実習体験⑧(全体報告会)
●改善報告会		
15日目	改善報告会①(6社)	改善報告会②(6社)

10	11	12
10月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	12月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1	2	3
1月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	2月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	3月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

資料出所：(公財) ひろしま産業振興機構

**ものづくり経営改善
インストラクター派遣事業
実施企業募集**

**現場の悩み、
共に考えます。**

私どものインストラクター派遣事業は、活動を通して、貴社の人材育成を行い、改善を継続させるための支援事業です。
単に、改善活動を行うだけでなく、共に活動する人が育ち、改善意識が醸成され、会社が成長する。そんな姿を共に目指しませんか。

募集概要	対象企業	現場改善を通じ経営の向上を目指す意欲があり、派遣により支援の効果が期待できると判断できる県内に事業所を有する中小企業
	派遣回数	5回（1回あたり2日（10時間）の派遣 例：9：00～17：00+9：00～12：00の2日間） ※5回目の派遣は、派遣企業様での改善提案報告会となります。
	派遣内容	和歌山ものづくり経営改善スクールを修了した、現場経験豊富な企業OBのインストラクターが、3名1組のチームとなって派遣されます。
	企業負担金	15万円
	派遣期間	申込企業様とご相談のうえ、日程を決定します。（2か月～2か月半が目安です）
	募集期間	随時募集します。但し、申し込み多数の場合、募集を終了することがあります。
	応募方法	まずは、裏面の「ご相談シート」にて、事務局まで問合せください。 その後、所定の「ものづくり経営改善インストラクター派遣要請書」にご記入のうえ、当財団までご持参または郵送してください。派遣要請書はHPからダウンロードできます。

わかやま 産業

お問い合わせ先 〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
(公財) わかやま産業振興財団 経営支援部企業支援班 担当：太田
TEL：073-432-3412/FAX：073-432-3314/E-mail：wms@yaru-kiouendan.jp

資料出所：（公財）わかやま産業振興財団

＜自治体・労働局・地方議員への要請項目＞

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2019年度で受講者のべ人数が223,105人、うち工業高校や中小企業に対する実技指導が142,813人となっており、徐々に拡大してきています。しかしながら、都道府県別に工業高校などに対する実技指導の受講者のべ人数を見ると、和歌山県が4,116人となっているのに対し、京都府では247人に止まるなど、違いが大きい状況にあり、他の自治体に比べて実績が少ないと判断される場合には、委託を受けている地元の職業能力開発協会に対して活動の拡大を促していく必要があります。

資料20 工業高校生などに対するものづくりマイスターの実技指導（2019年度）

都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり		都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり		都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり	
			①÷②	(人)				①÷②	(人)				①÷②	(人)
北海道	3,244	19	171	長野	2,198	14	157	岡山	2,321	20	116	116	116	
青森	1,542	12	129	富山	1,307	8	163	広島	2,134	14	152	152	152	
岩手	444	12	37	石川	2,994	8	374	山口	3,079	17	181	181	181	
宮城	2,364	14	169	福井	2,101	6	350	徳島	2,725	4	681	681	681	
秋田	1,508	11	137	静岡	2,496	18	139	香川	667	7	95	95	95	
山形	1,448	11	132	愛知	2,374	29	82	愛媛	2,541	10	254	254	254	
福島	1,729	17	102	岐阜	2,459	11	224	高知	487	6	81	81	81	
茨城	5,224	13	402	三重	4,060	9	451	福岡	3,218	23	140	140	140	
栃木	1,611	14	115	滋賀	1,248	8	156	佐賀	2,889	8	361	361	361	
群馬	7,106	12	592	京都	247	7	35	長崎	659	9	73	73	73	
埼玉	3,910	16	244	大阪	3,929	29	135	熊本	3,591	14	257	257	257	
千葉	1,766	8	221	兵庫	3,626	20	181	大分	509	12	42	42	42	
東京	4,044	33	123	奈良	830	4	208	宮崎	2,320	11	211	211	211	
神奈川	1,558	12	130	和歌山	4,116	6	686	鹿児島	1,191	19	63	63	63	
山梨	1,787	6	298	鳥取	699	5	140	沖縄	1,733	9	193	193	193	
新潟	1,450	12	121	島根	1,250	4	313	全国	106,733	591	181	181	181	

(注)1. 実技指導数は、「高校以上の学校」に対する実技指導の受講者のべ人数。

2. 資料出所：厚生労働省、全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

<自治体・経産局・地方議員への要請項目>

③事業引継ぎ支援センターの強化

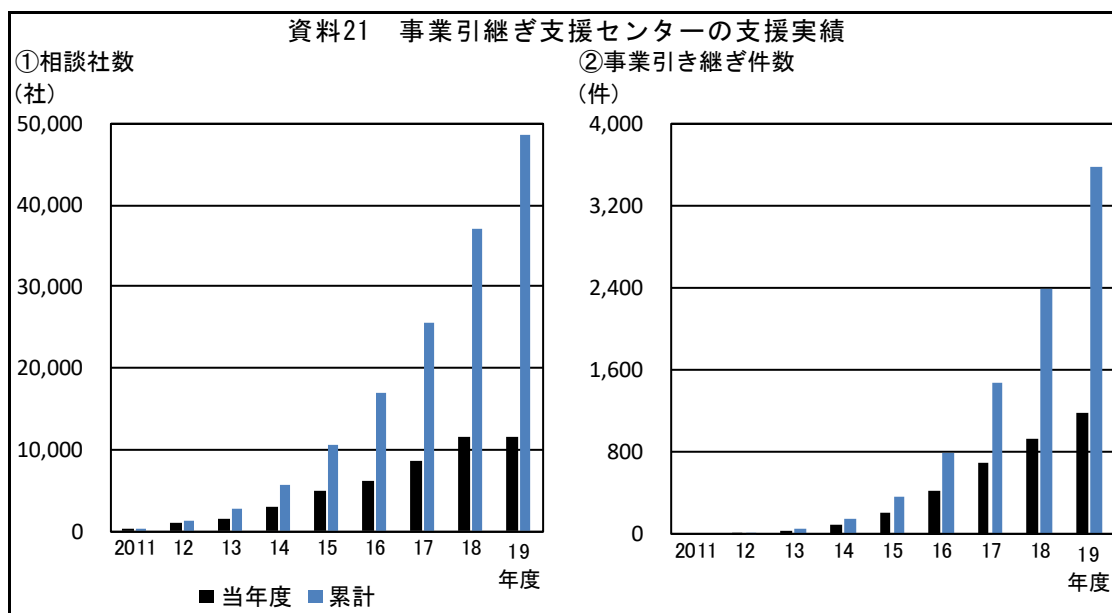
事業引継ぎ支援センターは、全国47都道府県に設置されており、相談から成約に至るまで、中小企業・小規模事業者の事業引き継ぎをバックアップしています。事業引き継ぎにまつわるあらゆる相談に対し、中小企業診断士や金融機関OBなどが事業引き継ぎや経営に対する経験をもとに無料で対応しており、民間機関を活用してM&Aを実行する際のセカンドオピニオンとしても活用できます。案件に合わせて、

- ・事業引継ぎ支援センターに登録された民間M&A仲介業者、金融機関等を紹介。紹介を受けた登録支援機関が、譲渡企業にマッチした譲受企業を紹介し、マッチング及び譲渡契約成約までを実施。
- ・事業引継ぎ支援センターが、中小企業の依頼に応じて、譲渡の進め方のアドバイスや譲渡先の紹介、譲渡条件などのすり合わせの他、各種書類作成などに必要な専門家を紹介。
- ・事業引継ぎ支援センターと商工会議所などの支援機関が連携し、後継者不在の企業と起業を希望する人材とのマッチングを行い、成約にいたるまで支援。

といったサポートを行っています。民間のM&A支援会社では取り組みにくいケースでも、弁護士、税理士などの専門家と連携して成約に向けた継続支援を行っており、サポートをした企業（譲渡側）の99%が従業員100名以下、69%が10名以下となっています。

事業引継ぎ支援センターは本来、中小企業の経営者の世代交代に対応し、とりわけ経営者の親族に後継者がいない場合に、親族以外への承継をバックアップする仕組みですが、高度成長期以来の人手不足の中で、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な賃金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業に関しても、事業引継ぎを希望する経営者に対し、サポートを行っていく必要があります。

日本や米国などの保有する高度な製品や技術が、独裁国家やテロリストによる大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用・貯蔵に用いられれば、安全保障上の脅威となります。これを未然に防ぐため、貿易については、わが国では、国際輸出管理レジームを踏まえ、リスト規制とキャッチオール規制という二つの規制を行っていますが、事業引継ぎにおいても、貿易分野における規制を踏まえ、わが国の安全保障上、重要な製品・部品・素材の開発・製造を行っている企業については、譲受先企業の資本関係などにも留意していくことが必要です。



資料出所：中小機構

<自治体・地方議員への要請項目>

④中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

技能五輪の国内大会である技能五輪全国大会の参加者数を都道府県ごとに見ると、200人近い愛知県から、参加者1名の和歌山県、高知県まで、地域差が著しい状況にあります。都道府県には当然それぞれの特色がありますが、そうした地域差を超えた取り組みの格差があるように思われます。ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、とりわけ中小企業に働く若者が技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に積極的に挑戦できるよう、技能五輪参加者に対してはもちろん、育成の段階から、支援を拡充していく必要があります。

技能五輪の開催地となった地域では、開催年に限り助成金が設定されることが多いですが、栃木県では、「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業助成金」を設けています。こうした支援が開催地に関わらず全国で、恒久的に実施されることが重要です。

資料22 第58回技能五輪全国大会参加者数（2020年10月・愛知）

(人)

都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者
全国計	944	千葉	11	三重	3	徳島	3
北海道	13	東京	46	滋賀	8	香川	5
青森	4	神奈川	61	京都	12	愛媛	2
岩手	12	新潟	14	大阪	45	高知	1
宮城	9	富山	12	兵庫	21	福岡	19
秋田	9	石川	6	奈良	5	佐賀	10
山形	26	福井	0	和歌山	1	長崎	7
福島	3	山梨	5	鳥取	4	熊本	10
茨城	76	長野	32	島根	7	大分	2
栃木	51	岐阜	18	岡山	10	宮崎	11
群馬	27	静岡	31	広島	28	鹿児島	4
埼玉	35	愛知	193	山口	13	沖縄	19

資料出所：中央職業能力開発協会

資料23 栃木県「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業実施要領」(抜粋)

(助成対象)

技能向上訓練の経費を負担した企業、学校、公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設、競技職種等関係団体、社会福祉法人等に対して支払うものとする。

(助成対象事業)

- (1) 訓練指導を行う社外講師に対する謝金
- (2) 社外講師の旅費
- (3) 訓練用材料、消耗品等の購入費
- (4) 会場借料費、訓練用器工具等借料費
- (5) 外部講習会等への参加費
- (6) その他訓練の実施に必要であると栃木県職業能力開発協会長（以下「会長」という）が認めた経費

(助成金額)

一企業・学校・団体等あたり30万円を上限とする。

資料出所：栃木県ホームページ

<自治体・地方議員への要請項目>

⑤海外事業展開を図ろうとする地元企業支援

グローバル経済下にあつて、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にあります。とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国において遵守が求められている4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）、なかでも結社の自由・団体交渉権への抵触に関する労使紛争です。

金属労協が加盟するGUF（国際産業別労働組合組織）インダストリアル・グローバルユニオンなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

- ・労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目にした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。
- ・ストを指導した組合役員や、参加した組合員の解雇。
- ・会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例と言えます。明確な各国国内法違反、人権侵害という事例も増えてきてい

ますが、一方で、ILOの基本8条約に明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れな
い、あるいは、合法の体裁を整えている場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意
識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的
労働基準への理解・認識の不足や、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、
海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、日本国内およびタイ、インドネシアで労使
参加のセミナー、ワークショップを開催しており、「タイ労使ワークショップ」は、在タイ日本
国大使館の後援の下に開催しています。自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置して
いる場合には、現地のワークショップに自治体の現地事務所の駐在員に参加を促し、中核的労
働基準の重要性を海外現地法人に広めていくことが重要です。

資料24 金属労協の開催している労使ワークショップの例（2019年開催のもの）

**第7回建設的労使関係構築に向けた
タイ労使ワークショップ**

タイで事業を展開する日系企業における建設的労使関係
の構築に向け、これまで6回にわたって、在タイ日本国大
使館の後援を受け、労使参加のもとでのワークショップを
開催してきました。2019年も下記の要領にて開催いたし
ます。みなさまのご参加をお待ちしております。

開催日時： 2019年5月17日（金） 10：00－17：30	会場： AVANIアトリウム ホテル・バンコク
09：00から受付開始いたします。 昼食をご用意しております。 参加無料 日タイ語同時通訳付き	所在地：1880 New Petchburi Road, Bangkok 10310 Thailand 次ページ地図をご参照ください。

後援：在タイ日本国大使館

ワークショップの概要：建設的労使関係構築について

- タイ国労働省講演・報告
- タイ国経営者団体講演・報告
- 建設的労使関係構築の事例報告
- 質疑応答・意見交換（コメンテータ）
 - ・吉原 茂 光 フジツウ・ゼネラル・タイランド常務
 - ・マニット・ボムカーレークン ALCT（タイ自動車労働会議）会長
 - ・浅沼 弘一 JCM事務局長

J M
Industry **全日本金属産業労働組合協議会
（金属労協・JCM）**

資料出所：金属労協国際局

なお、海外展開先の国内法がILOの中核的労働基準を満たしていない場合、国連のグロー
バル・コンパクトでは、

- ・政府が人権（職場での権利を含め）の尊重を認めていないか、労使関係と団体交渉につ
いて適切な法的・制度的枠組みを提供していない国においては、労働組合とその指導者の秘

密性を保護すること。

社会的責任規格 I S O 26000では、

- ・国内法で適切な保護手段がとられていない場合は、国際行動規範を尊重する。
- ・国内法が国際行動規範と対立する場合は、国際行動規範を最大限尊重する。
- ・国内法が国際行動規範と対立しており、国際行動規範に従わないことによって重大な結果が予想される場合、その国での活動について確認 (review) する。
- ・国内法と国際行動規範の対立を解決するよう、関連当局に影響力を及ぼす。
- ・国際行動規範と整合しない他組織の活動に加担しない。

といった対応を求めている、企業に対する理解促進が必要です。

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥地域活性化に向けたふるさと納税の活用

(専門高校の産業教育設備への活用)

ふるさと納税の当初の意図は、「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする」のを地方に還元するということです。専門高校の実験実習設備をふるさと納税で整備するというのは、まさに当初の意図どおりということになります。

専門高校は都道府県立なので、実験実習設備などの購入・更新・修繕は、当然、都道府県が行うこととなりますが、十分な予算が確保できていません。地方では、優秀な専門高校ほど卒業生が大都市圏に流出してしまうので、専門高校の予算は無駄とみなされている場合もあるようです。

都道府県に寄せられたふるさと納税は問題がありませんが、市区町村に対するふるさと納税を都道府県立高校に使うという点については、市区町村の役所・役場としては、抵抗があるかもしれません。しかしながら設置者がどこであれ、住民の子弟の通う学校教育の充実は、市区町村にとって重要であるということについて、理解を深めていく必要があります。

なお、総務省のホームページでは、ふるさと納税を専門高校などの教育の充実に活用する事例を紹介しています。

資料25 ふるさと納税の高校などに対する活用事例

自治体	活用事例
北海道夕張市	北海道夕張高等学校魅力化プロジェクト
北海道遠別町	北海道遠別農業高等学校の魅力的な学校づくり
福井県	ふるさと母校応援、福井県きぼう応援奨学金
長野県白馬村	長野県白馬高等学校国際観光科の新設
長崎県五島市	小学校、中学校、小中併設校のICT環境の整備

資料出所：総務省ホームページ

(返礼品)

総務省は2017年4月、「ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要」を発表しましたが、この中には、「返礼品は本来不要であり、首長からふるさと納税を行ってくれた人への感謝の言葉などに止めるべき」という意見がある一方、

- ・地方の特産品事業者等の創意工夫 (アントレプレナーシップ) を喚起し、企業力の向上に

繋がっている。

- ・地方の特産品事業者は、返礼品の提供を通じて、マーケティング能力を磨くとともに、デザインや商品説明の工夫を行うなど、商品力の向上に努めている。返礼品の提供は功罪あるが、間接的に地方における中小地場産業の育成に繋がっている面も重要。
- ・返礼品は、地域で頑張っている農家、漁師の方一人一人が直接、消費者と向き合う契機となっている。そこから意識改革とやる気生まれ、地場産業の発展に寄与している。また、そうした農家の方々などをとりまとめる地域商社的な取組が生まれ、ネットワーク化が進んでいる。
- ・人の循環を促すような返礼品は、地域の魅力を再発見し、移住定住の足掛かりになるため、金銭類似性を排除する考慮の上、自治体のアイデア次第で進めてもよい。
- ・返礼品がなければ、制度がここまで定着し、活用されることは無かったと思われ、また地方の特産品のPRや振興に資している効果も無視すべきではない。一方で、派生したポータルサイトは、ふるさと納税を実質的に通販化しており、またポイント制度は経済的利益化を引き起こしている。ただし、ポータルサイトは、災害時等におけるふるさと納税のインフラとしても機能していることには留意が必要。
- ・返礼品を通じて、ブランド化されていない特産品を知るきっかけとなるとともに、地域や生産者とのつながりを実感できる効果がある。ただし、特産品生産者は、ふるさと納税はきっかけでしかないことをよく認識し、返礼品に頼るのではなく、販路拡大等に取り組む姿勢が重要。

などという意見が紹介されています。ふるさと納税は、返礼品が特産品の試供品としての役割を果たすことにより、当初の意図を超えて、地域活性化に大きな成果をあげています。

ふるさと納税による収入は不安定ですから、社会福祉のような自治体の収入が減っても給付を削減できない支出に用いることはできません。これに対し試供品の場合、自治体が地元業者から購入し、ふるさと納税者に対して配布するということは、地元の業者にとって売り上げが立つだけでなく、ふるさと納税のリピーターも期待できますし、さらに業者の新規顧客の開拓につながれば、きわめて費用対効果の高い産業振興策となります。ふるさと納税の3割を返礼品に充当したとしても、自治体の負担はこれを下回るはずで

現在、ふるさと納税を受けた自治体は、ふるさと納税額全額を使えるのに対し、住民がふるさと納税を行った自治体の減収は、ふるさと納税額の7割程度です（その差である3割の大部分は、所得税控除のため国の負担）。住民がふるさと納税を行った自治体では、その7割が減収となるものの、返礼品が3割であれば、3割は住民の懐に戻ってくることになり、住民にとって実質的な減税となります。

（大都市圏の自治体財政への影響）

もともと大都市圏の自治体と地方の自治体との税収格差が背景としてあり、ふるさと納税は直接的にはその是正を謳っていないものの、大都市圏から地方への税収の移転をめざしたものであることは間違いありません。そうしたことからすれば、大都市圏の自治体財政に一定の影響を与えることは否定できません。しかしながら、2019年度課税において、東京都および東京都の区市町村のふるさと納税による減収額は868億円ですが、東京都および東京都の区市町村

の一般会計・普通会計の歳出総額は約13.2兆円（2019年度決算）なので、ふるさと納税の影響は、一般会計・普通会計歳出の約0.7%ということになります。

<自治体・地方議員への要請項目>

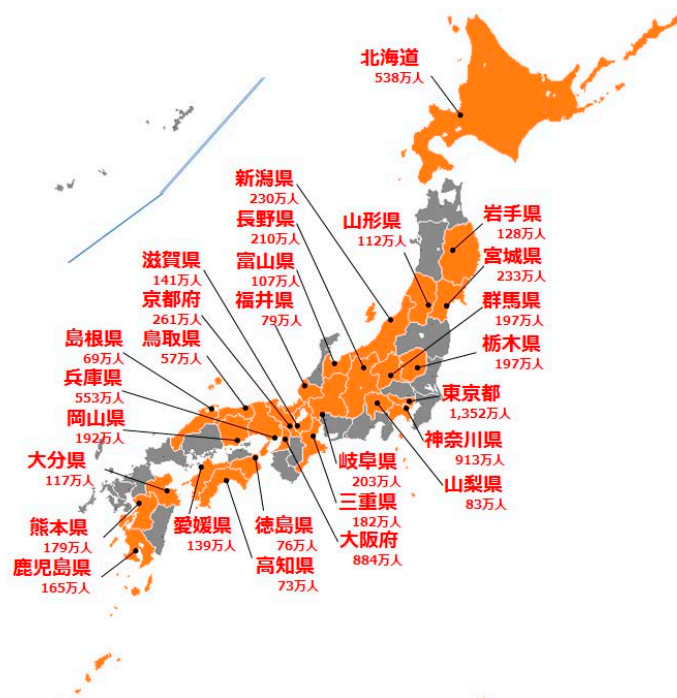
⑦「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化…新規

2020年10月、菅総理は、第203回臨時国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、12月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

環境省では、ゼロカーボンシティ（「2050年までにCO₂排出量実質ゼロ」を表明した自治体）の取り組みを後押しするための事業を2021年度予算において「ゼロカーボンシティ再エネ支援パッケージ」として要求しています。こうした中、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した自治体が増えつつあります。

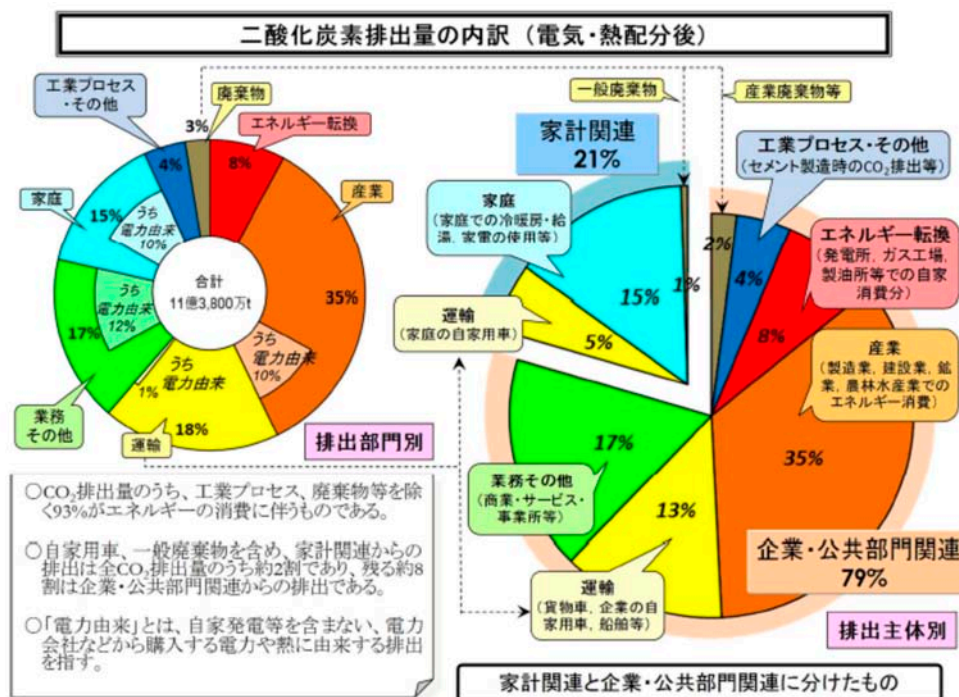
グリーン成長戦略は供給側の取り組みを中心としていますが、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくことも重要です。また、二酸化炭素排出の約35%を占める産業部門など、産業界との連携が不可欠であり、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に自治体と地元産業界との定期的な意見交換の場を設け、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関し広く共有化を図り、規制の見直しなどを含め、自治体として必要な支援を強化していくことが重要です。

資料26 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況



資料出所：環境省

資料27 二酸化炭素排出量の内訳 (2018年度)



<労働組合としての活動>

⑧ものづくり教室の開催…補強

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などを対象とする「ものづくり教室」は、いまやほとんどの都道府県の金属の労働組合で毎年開催されるところとなっています。一般的に、自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の労働組合の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を継続的に展開していくことが重要です。また、小学校は2020年度からプログラミング教育が必修化されており、労働組合が主催する「ものづくり教室」においても、プログラミングなどの要素を取り入れることも考えられます。

コロナ禍の下で、2020年においては中止を余儀なくされたところが多くなっていますが、2年連続での中止はなるべく回避するよう、

- Web で開催する。
- ワクチン接種がある程度進んだ段階では、子どもの感染状況などを確認しながら、マスクの着用、検温、消毒、換気、3密（密閉・密集・密接）の回避、人数の制限など、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底しつつ、開催する。

ことなども検討していく必要があります。

資料28 地方連合会金属部門連絡会などが開催したものづくり教室
(2018年9月～2019年8月)

都道府県	開催日	開催地	参加者	作成物
岩手	7月27日	一関市	18組	モーター工作、ペーパークラフトカーの製作
宮城	8月3日	仙台市	9組	モーターカーづくり
秋田	7月27日	横手市	31組	食塩水で動くミニバギーの製作
山形	8月4日	山形市	13組	スペース・ローバーの製作
福島	4月27日	福島市	120組	モーターカー、モーターバイクの製作
群馬	7月27日	前橋市	26組	モーターカーの製作
埼玉	9月29日	行田市	44名	サンドブラストを用いたマイグラスの製作
東京	8月8日	日野市	30名	ソーラーカーの製作
新潟	8月24日	新潟市	13組	クラフトバンド家ライトの製作
富山	8月4日	富山市	46組	ソーラーカー、ライトレースカーの製作
石川	7月28日	白石市	53組	木製レーシングカーの製作
福井	3月21日	福井市	31組	構造体補強模型の製作
山梨	4月28日	越前市	26組	ソーラーカーの製作
長野	8月3日	甲府市	18組	モーターカーの製作
岐阜	5月20日	佐久市	19組	プログラミングロボ「ビットさん」の製作
静岡	8月3日	岐阜市		
三重	9月21日	静岡市	90組	木工モーターカーの製作
滋賀	7月27日		45組	プログラミング教室、木工二輪の製作
京都	8月5日	彦根市	27名	モーターカーの製作
大阪	7月27日	京都市	15組	電動扇風機の製作
兵庫	2月23日	門真市	36名	LED行燈の製作
奈良	8月4日	神戸市	63組	モーターの製作
和歌山	7月28日	奈良市	27名	光通信装置の製作
鳥取	8月4日	和歌山市	34組	6足歩行ロボットの製作
島根	8月4日	鳥取市	62名	ペットボトルソーラーカーの製作
岡山	8月4日	松江市	4組	ソーラーランタンの製作
広島	4月29日	岡山市	30組	メカホッパーの製作
山口	4月27日	広島市、 福山市	191組	木製モーターカー、木製モーター二輪車、電子工作ソー ラーバッタ、電子ゴマ、ペーパークラフトカーの製作
香川	4月27日	山口市	100名	モーター工作、ペーパークラフトカーの製作
愛媛	4月28日	坂出市	100名	ソーラーバッタの製作
福岡	5月12日	伊予市	65名	ソーラーミニカーの製作
佐賀	8月24日	直方市	31名	木製四輪モーターカー作成
長崎	4月27日	佐賀市、 鳥栖市	60組	木工四輪車
熊本	7月24日	佐世保市	10組	造船工場見学とキット組立
大分	8月4日	荒尾市	20組	木工モーター工作(車、バイク)
宮崎	8月20日	大分市	66名	木製モーターカーの製作
鹿児島	4月27日	宮崎市	50組	木製四輪模型(モーター付き)の製作
	4月27日	鹿児島市	100組	木製モーターバイク、ソーラーバッタの製作

資料出所：金属労協

4. 工業高校教育の強化

<自治体・地方議員への要請項目>

①産業教育設備予算の拡充

公立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっていきます。工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。工業高校の見学、教職員との情報交換・意見交換、都道府県の産業教育設備予算の確認などを行った上で、必要な予算の拡充を要請していくことが重要です。

奈良県では、工作機械メーカーと「連携と協力に関する包括協定」を締結しており、県内工業高校に対し、同時5軸加工機などの最先端マシニングセンターの無償貸与および各種機材の提供、最先端機器担当指導職員への指導、実習・課題研究、技能検定講習などへの講師派遣を受けており、三重県でも同様の協定が締結されています。

資料29 都道府県における産業教育設備関係の予算・決算の状況

都道府県	事業名	金額	時点
青森	産業教育設備整備費	24,014	2020予算
山形	県立高等学校産振設備整備費	4,030	2020予算
栃木	産業教育設備の整備	6,495	2020予算
群馬	次代を担う職業人材育成のための教育設備充実	27,000	2019予算
埼玉	高等学校産業教育設備整備事業	9,830	2020予算
神奈川	職業教育設備整備事業費	1,210	2020予算
新潟	県立学校の設備整備のうち産業教育設備	10,852	2020予算
静岡	産業教育設備費	5,000	2019予算
愛知	産業教育設備整備費	30,048	2020予算
岐阜	産業教育振興設備整備費	19,000	2020予算
滋賀	産業教育設備整備費	2,558	2020予算
	産業教育用コンピュータ整備事業	8,255	
大阪	産業教育設備整備費	730	2020予算
	実業教育施設整備費	736	
鳥取	教育実習設備整備費	3,292	2020予算
島根	産業教育設備整備事業	18,611	2019予算
徳島	産業教育設備整備事業費	8,879	2020予算
愛媛	産業教育設備充実費	2,464	2019決算
	産業教育ICT機器整備事業費	8,353	
高知	産業教育等設備整備費	4,991	2020予算
長崎	産業教育設備整備事業	9,001	2020予算
熊本	高等学校産業教育設備整備費	5,240	2020予算
	高等学校産業教育電算機組織整備事業	9,781	

(注)1. ICT関係の取り扱いをはじめ、事業の中身が都道府県ごとに異なる可能性があり、単純な比較はできない。

2. 予算は原則として当初であるが、補正後のデータも一部含まれる。

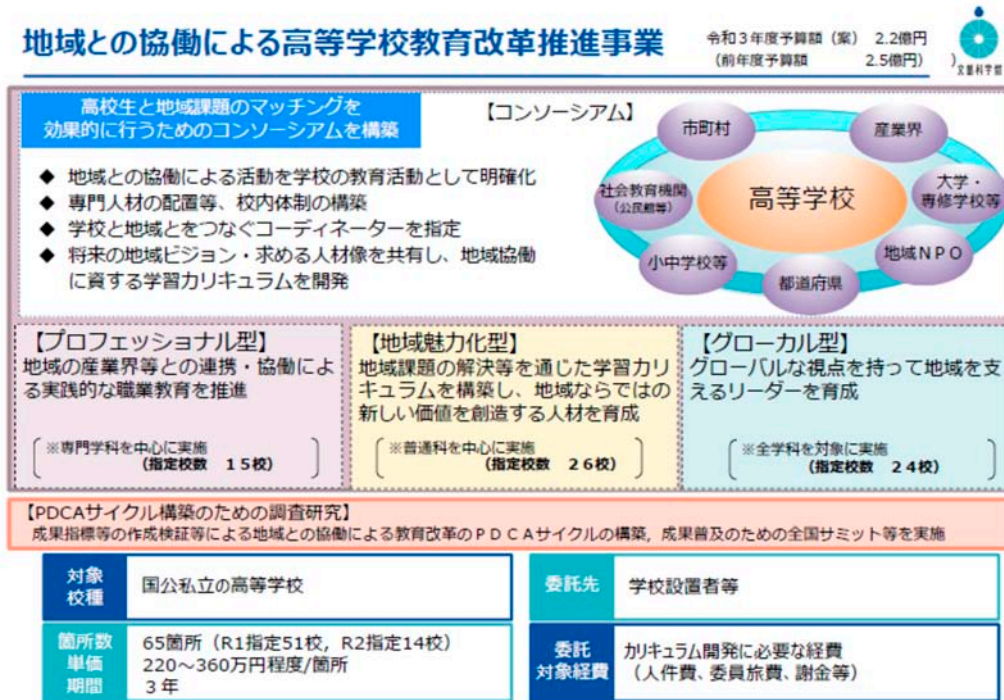
3. 資料出所：各都道府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

<自治体・学校・地方議員への要請項目>

②「地域との共働による高等学校教育改革推進事業」「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」の指定獲得…補強

専門高校などを支援する国の施策として、「地域との共働による高等学校教育改革推進事業」に加え、2021年度より「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」の公募が始まります。主な取り組みのひとつとして「企業等での授業・実習を多数実施、企業等の施設・設備の共同利用」「専攻科設置」を掲げており、専門高校に積極的な活用を促していくことが重要です。

資料30 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の概要



資料出所：文部科学省

資料31 「マイスター・ハイスクール事業（次世代地域産業人材育成刷新事業）」の概要



資料出所：文部科学省

<自治体・地方議員への要請項目>

③工業高校の魅力の発信

2021年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2020年11月末時点）を見ると、厳しい情勢の中でも工業科の就職内定率は90.8%に達しており、学科別での平均（80.4%）を大きく上回り第1位となっています。

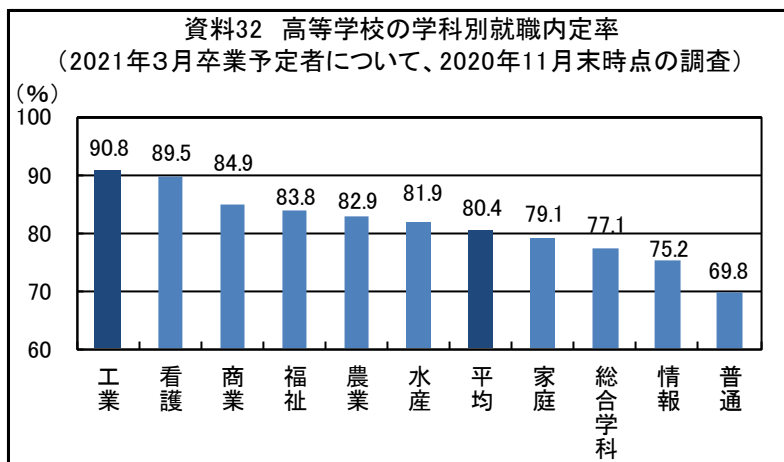
また、高校卒業就職者の3年離職率を就職先の産業ごとに見ると、2017年3月卒の場合、産業計では39.5%、非製造業では46.5%に達していますが、製造業では29.2%、金属産業では24.7%と大幅に低くなっており、大学卒の産業計（32.8%）よりも低い状況にあります。

これらは、

- ・工業高校に対する労働力需要の高さ。
- ・相対的に見れば、他の産業に比べ、金属産業が良質な雇用を提供していること。

を示しているものと思われますが、ものづくり産業の国内投資が見直される中で、人材が確保できないために国内投資が抑制されるという事態が生じれば、わが国の成長にとって著しい機会損失となってしまいますし、働く者にとっても、良質な雇用の場の機会損失となります。

中学生に対して工業高校の魅力をより積極的に情報発信するとともに、ものづくり立国日本にとって、工業高校は「国の宝・地域の宝」であることが、より広く認識されるようにしていく必要があります。



資料出所：文部科学省

資料33 高校卒業就職者の産業別3年離職率
(2017年3月卒)

産業	就職者数 (人)	3年目までの離職者数 (人)	離職率 (%)
産業計	179,529	70,943	39.5
製造業	72,296	21,086	29.2
金属産業計	40,651	10,033	24.7
鉄鋼業	3,858	951	24.7
非鉄金属製造業	1,302	326	25.0
金属製品製造業	5,234	1,760	33.6
機械関係	30,257	6,996	23.1
非製造業	107,233	49,857	46.5
大学卒(産業計)	458,683	150,543	32.8

資料出所：厚生労働省

<自治体・地方議員への要請項目>

④「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大

工業高校生に対するジュニアマイスター顕彰制度の認定状況を都道府県別に1校あたりで見ると、2020年度では、最高の長崎（95.7件）から静岡（5.6件）まで、大きな差が生じるどころとなっています。

資料34 工業高校生に対するジュニアマイスター顕彰制度の認定状況
(2020年度実績)

都道府県	加盟校数	認定数				1校あたり認定数		1校あたり ゴールド*
		ゴールド	シルバー	ブロンズ	合計	2020年度	2019年度	
北海道	19	117	206	285	608	32.0	34.7	6.2
青森	11	124	240	115	479	43.5	42.5	11.3
岩手	12	113	136	222	471	39.3	41.6	9.4
宮城	14	32	79	161	272	19.4	18.9	2.3
秋田	12	52	92	93	237	19.8	22.0	4.3
山形	11	52	106	114	272	24.7	29.4	4.7
福島	17	63	182	277	522	30.7	37.8	3.7
茨城	13	53	79	114	246	18.9	21.5	4.1
栃木	14	58	137	122	317	22.6	26.2	4.1
群馬	12	17	64	120	201	16.8	18.2	1.4
埼玉	16	14	64	188	266	16.6	22.3	0.9
千葉	8	38	33	69	140	17.5	11.3	4.8
東京	33	57	110	113	280	8.5	8.1	1.7
神奈川	12	20	26	40	86	7.2	5.9	1.7
山梨	7	10	33	76	119	17.0	22.5	1.4
新潟	11	25	63	70	158	14.4	19.6	2.3
長野	14	22	49	56	127	9.1	14.4	1.6
富山	8	73	120	129	322	40.3	30.5	9.1
石川	8	95	116	68	279	34.9	48.0	11.9
福井	7	61	91	59	211	30.1	33.5	8.7
静岡	18	20	36	45	101	5.6	8.9	1.1
愛知	29	166	344	527	1,037	35.8	34.7	5.7
岐阜	11	49	81	140	270	24.5	22.5	4.5
三重	9	49	70	76	195	21.7	18.9	5.4
滋賀	8	14	24	30	68	8.5	5.5	1.8
京都	7	43	73	127	243	34.7	38.7	6.1
大阪	29	54	71	153	278	9.6	9.5	1.9
兵庫	20	84	178	308	570	28.5	27.2	4.2
奈良	4	7	14	30	51	12.8	4.8	1.8
和歌山	6	8	16	31	55	9.2	8.2	1.3
鳥取	5	13	24	59	96	19.2	19.6	2.6
島根	4	30	42	53	125	31.3	32.5	7.5
岡山	18	69	228	274	571	31.7	28.0	3.8
広島	14	64	124	218	406	29.0	28.9	4.6
山口	19	58	175	140	373	19.6	26.3	3.1
徳島	4	18	74	97	189	47.3	48.0	4.5
香川	7	21	48	74	143	20.4	20.7	3.0
愛媛	10	65	122	57	244	24.4	26.0	6.5
高知	6	64	69	92	225	37.5	22.0	10.7
福岡	23	123	321	560	1,004	43.7	45.3	5.3
佐賀	8	42	111	137	290	36.3	36.9	5.3
長崎	9	220	350	291	861	95.7	90.9	24.4
熊本	14	164	342	395	901	64.4	64.1	11.7
大分	11	81	120	106	307	27.9	26.0	7.4
宮崎	11	55	123	23	201	18.3	21.1	5.0
鹿児島	19	223	300	338	861	45.3	36.5	11.7
沖縄	9	38	52	52	142	15.8	12.1	4.2
全 国	591	2,938	5,558	6,924	15,420	26.1	26.6	5.0

- (注)1. ジュニアマイスター顕彰制度は、全国工業高等学校長協会が実施するもので、工業高校生が取得した資格や合格した検定試験、コンクールなどの成績を得点に換算して顕彰する制度。
 2. 加盟校数は、同協会加盟校数。
 3. 資料出所：全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

⑤専攻科の拡充

高等学校には、卒業生もしくはそれと同等以上の学力を有する者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、専攻科が設けられている場合があります。修業年限は1年以上ですが、実際には2年のものが多いと言われています。一定の要件を満たした専攻科の卒業生は、大学に編入することができ、また科目履修により大学で単位を取得した場合には、学士の学位を取得することができます。2020年度の「学校基本調査」によると、普通科以外の高校2,272に対し、専攻科のある学校は136に止まっており、国家試験受験資格の関係で、看護科、水産科が多い状況にあります。DXの進展の下、工学系の技術・技能者についても、ICT系のリテラシーが不可欠となっていることから、工業高校についても積極的に専攻科を設置し、リカレント教育にも活用していくことが有効と考えられます。

資料35 三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）抜粋

平成28年3月 三重県立高等学校専攻科設置検討委員会

1 はじめに

本県は、県内総生産が名目で約7兆7千億円、そのうち約35%が製造業である（平成25年度）など、ものづくりの盛んな地域です。特に北勢地域には、半導体・自動車・電機・機械・食品など様々な企業が集積しており、付加価値の高い部材・素材を提供する企業群とそれを使って先進的な製品を生産する企業群がリンクした高度な産業構造が形成され、本県の産業全体を牽引している状況です。

しかし、一方では、技術革新、情報化の進展等により、産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が急速に進展する中で、先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有し、中堅技術者としての指導力を備え、生産現場において牽引役となる優秀なエンジニアの不足が課題となっています。

このような中、平成26年11月、四日市市長と三重県知事との対談の中で、同市長から工業専攻科の設置が提案されました。

そこで、三重県教育委員会が、工業専攻科の設置について平成26年12月に北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、生徒の約30%、保護者の約26%にニーズのあることがわかりました。

また、平成27年6月には、学校教育法の一部が改正され、これまで認められていなかった高等学校専攻科修了者の大学への編入学が、平成28年度から認められることになりました。

これらの状況を踏まえて、一層高度なものづくり教育を行う専攻科の設置について検討を行うため、平成27年9月に企業関係者や有識者等で組織する三重県立高等学校専攻科設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、専攻科の設置について高校生への進路選択の幅の拡大、自己実現に向けた環境整備に加え、本県の成長産業の振興や地域活性化の観点からも協議を行い、専攻科の設置に向けて「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」を提言として取りまとめました。

3 提言

(1) 専攻科設置の必要性について

○平成27年度の県内の高等学校工業学科の募集定員は1,720人、高等専門学校の工業に関する学科の募集定員は440人となっています。県内の短期大学には工業に関する学科は設置されておらず、大学については三重大学にのみ工学部が設置されており、募集定員は400人とどまっています。

○工業学科で学ぶ高校生の全県立高校生に対する比率は12%台で推移しており、そのうち全日制課程の生徒の約7割が機械系学科と電気系学科で基礎的な技術・技能の習得に取り組んでいます。卒業後の進路選択については、約8割が卒業後すぐに就職しており、そのうち約7割は製造業に就いています。

○進学者のうち、三重大学工学部への進学者は例年ごく少数で、工学部への進学希望者の多くは県外の大学等

へ進学しています。

- 県教育委員会が北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象に工業専攻科の設置についてアンケート調査を実施したところ、現行制度のままでも進学したいと回答した生徒が約7%、就職時の待遇が短期大学と同等であれば専攻科で学びたいと回答した生徒が約23%であったことや、三重県に工業専攻科があれば子どもを進学させたいと回答した保護者が約26%であったことなどを踏まえると、工業高校の生徒の進路選択の幅を拡大するとともに、県内で自己実現を図ることのできる教育環境を整える必要があると考えます。
- 専攻科の設置は、技術革新、情報化の進展等による産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が進展する中で、本県における先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有する中堅技術者の養成・確保につながります。

以上の理由から、県内に工業専攻科を早急に設置する必要があると考えます。

<自治体・学校・地方議員への要請項目>

⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の地元ものづくり産業での再就職支援

工業高校や工業高等専門学校の卒業生は、全国の有力企業に就職するケースが多く、なかには、地元企業への就職率が低いため、都道府県の予算を使うのは無駄と考えている首長も存在するようです。住民の子どもが全国で活躍することはきわめて有意義なことであり、予算が無駄でないことはもちろんですが、短期間のうちに離職した場合や、家庭の事情などにより、地元へ転職する必要がある場合などには、母校が地元での再就職を支援するシステムの構築が有効と思われる。

一方、学校における働き方改革が進む中、現役の教職員だけでは対応が難しい場合もあり、そうした場合、退職教員を活用していくことも考えられます。

<自治体・地方議員への要請項目>

⑦実習助手の待遇改善

工業高校では、機械科、電気科などの専門学科ごとに、教諭5人に対し実習助手2人が配置され、「機械実習」「電気実習」「製図」など、実習を伴う授業の指導を行っています。準備や後片付けだけでなく、指導計画の作成や成績評価も行うなど、実質的に技術・技能教育の最前線で生徒の指導にあたっており、多くの実習助手は校務分掌を分担し、部活動の指導を行っているにもかかわらず、待遇が恵まれていなかったり、出張ができないなど活動が制限される状況となっています。実習助手の半数は教員免許を取得しており、取得していない場合でも、認定講習によって教員免許を取得することができます。また、学校管理規則等で「実習教諭」「実習教員」などの職名や呼称が明記されている自治体があります。工業高校の教育の根幹は言うまでもなく実習であり、「実習助手」については、職務を適正に反映する名称・待遇・活動を確立する必要があります。

資料36 「実習助手」に関する職名の例（「助手」以外のもの）

都道府県	学校管理規則に明記されている職名	都道府県	学校管理規則に明記されている職名
岩手	実習教諭	滋賀	実習教諭
宮城	実習教諭、実習講師	鳥取	実習教諭
山形	主任実習教諭、実習教諭、実習講師	島根	実習教諭
福島	実習教諭、主任実習講師、実習講師	岡山	実習教諭
茨城	実習教諭、実習講師	徳島	実習主任
埼玉	実習教諭	香川	実習指導員
富山	実習教諭	山口	実習教員
山梨	実習教諭、実習講師	佐賀	実習教諭、実習教師
長野	実習担当教諭	大分	実習教諭
岐阜	実習教諭	宮崎	実習教師
愛知	実習教師	鹿児島	実習教諭
三重	教諭兼実習助手		

資料出所：日教組資料より金属労協政策企画局で作成。

<労働組合としての活動、地方議員への要請項目>

⑧工業高校の見学

労働組合として工業高校を視察し、教職員と意見交換をすることは、地方自治体への要請活動に迫力をもたせるために重要な取り組みです。また、支援する地方議会議員などと同行し、課題を共有することも重要です。なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合があれば、組合を通じて見学を依頼することができますが、ない場合には支援する地方議会議員などに協力を求めることも考えられます。

5. 特定最低賃金の取り組み強化

<労働組合としての活動>

①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化…補強

特定最低賃金の制度、およびその新設・金額改正の仕組みは大変複雑なため、ともすれば組織内外における理解が進んでいない場合も考えられます。全国紙・地方紙における直近1年間の「特定最低賃金」の検索結果を見ると、全国紙4紙で10件、うち2紙はゼロ、地方紙45紙で40件、うち21紙はゼロとなっています。組織内に対しては、金属労協のホームページに掲載されているリーフレットなどを活用し、理解促進を図ります。都道府県知事、都道府県議会議員、地元報道関係者などに対しては、あらゆる機会を活用して特定最低賃金の重要性を共有し、一体的に取り組むことが重要です。

なお、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回る水準で設定できなければ、効力を失うこととなります。特定最低賃金の廃止を意図する中央の経営者団体は、地域別最低賃金が3%程度で引き上げられている中で、特定最低賃金の引き上げの抑制を図り、無効となる特定最低賃金を増加させることによって廃止へのステップとすべく、地方への圧力を強めてきました。しかしながら、特定最低賃金はあくまでも「当該産業労使」のイニシアティブにより設定されるものであり、実際に2020年度時点でも金属産業関係で全国140件の特定最低賃金が役割を果たしています。事務作業は国の出先機関である都道府県労働局が務めますが、引き続き「当該産業労使」の合意形成により金額改正や新設が行われるよう、知事、都道府県議会議員はもとより、職員全体に対し、特定最低賃金の意義・役割の浸透を図り、積極的なサポートを求めていくことが重要です。

資料38 全国紙・地方紙における「特定最低賃金」の検索結果(2021年3月16日における最近1年分)

朝日新聞 [1件]	読売新聞 [8件]	毎日新聞 [1件]	産経新聞 [0件]	日本経済新聞 [0件]
北海道新聞 [1件]	河北新報 [0件]	東京新聞 [0件]	新潟日報 [0件]	中日新聞 [2件]
神戸新聞 [0件]	中国新聞 [0件]	西日本新聞 [0件]	東奥日報 [0件]	岩手日報 [0件]
秋田魁新報 [1件]	山形新聞 [8件]	福島民報 [2件]	茨城新聞 [3件]	下野新聞 [1件]
上毛新聞 [3件]	埼玉新聞 [0件]	千葉日報 [0件]	神奈川新聞 [0件]	北日本新聞 [1件]
北國・富山新聞 [2件]	福井新聞 [1件]	山梨日日新聞 [3件]	信濃毎日新聞 [0件]	
岐阜新聞 [1件]	静岡新聞 [1件]	伊豆新聞 [1件]	京都新聞 [0件]	大阪日日新聞 [0件]
日本海新聞 [1件]	山陰中央新報 [0件]	山陽新聞 [1件]	徳島新聞 [1件]	四国新聞 [0件]
愛媛新聞 [0件]	高知新聞 [0件]	佐賀新聞 [1件]	長崎新聞 [0件]	熊本日日新聞 [1件]
大分合同新聞 [1件]	宮崎日日新聞 [0件]	南日本新聞 [0件]	琉球新報 [2件]	
沖縄タイムス [1件]	合計	49紙50件		

資料出所：ジー・サーチ「新聞・雑誌記事横断検索」、日本経済新聞電子版より金属労協政策企画局で作成。

6. 仕事と家庭の両立支援

<労働組合としての活動>

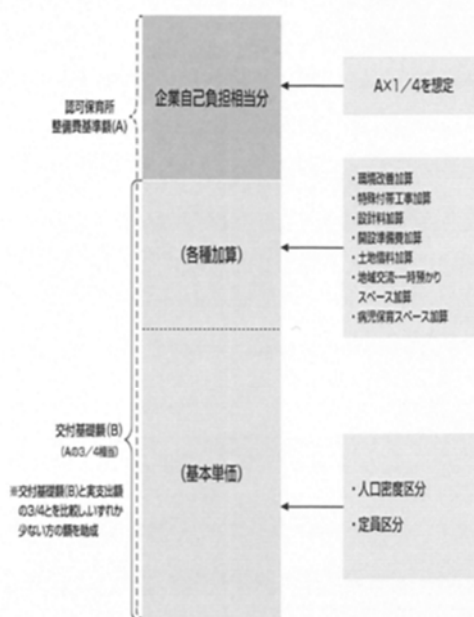
①企業主導型保育事業の活用

企業主導型保育事業に関しては、2020年10月時点で3,396施設、定員79,925人に達し、保育の受け皿として主要な役割を担うに至っており、2021年度の国の予算案でも、前年(2,269億円)を下回るものの1,939億円の予算が用意されています。一方、助成決定後に取りやめたところ33施設、助成の不正受給などで助成取消となったところ23施設、休止8施設など、保育の質、事業の継続性・安定性、事業運営の透明性、指導監査など自治体との連携不足などが課題とされています。労働組合として、すでに設置されている施設について、企業や施設との連携を深め、質の向上に向けて関与を強めつつ、新規の開設を促進していくことが重要です。

資料39 企業主導型保育事業に対する助成の内容

整備費のイメージ

● 定額(工事費用の3/4相当分)を交付します。(認可施設と同水準)

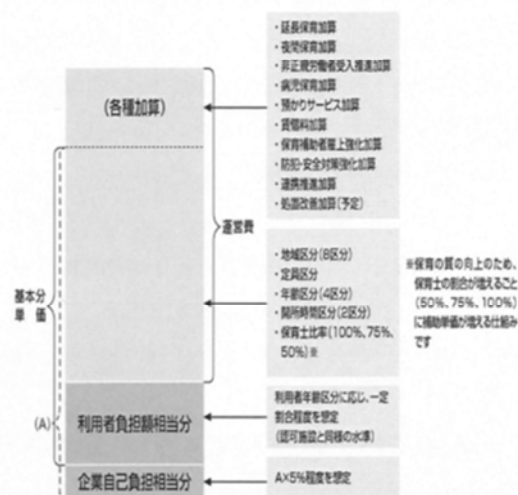


運営費のイメージ

● 認可施設とほぼ同水準の補助となります。

● 延長・夜間保育加算、預かりサービス加算、賃借料加算、病児保育加算等があります。

● 利用者負担額は、認可施設と同様の水準に設定できます。



資料出所：内閣府

<自治体・地方議員への要請項目>

②学童保育の拡充と、保育士、学童保育指導員(放課後児童支援員)の賃金・労働諸条件改善

学童保育待機児童数について、公立小学校の校区の中で未設置校区の比率は、全体では13.9%に低下してきましたが、都道府県によっては、4割以上になっているところもあります。地域の状況を確認の上、必要な場合には強力な取り組みが必要となります。

2020年4月より、これまで「従うべき基準」とされてきた、

- ・放課後児童支援員の数は、支援単位(部屋)ごとに2人以上(うち一人を除き、補助員が代替可)

- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの

①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）

- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）

という学童保育指導員に対する基準が「参酌すべき基準」に格下げされ、市区町村の判断によって、資格のない者によるいわゆるワンオペレーションも可能な状況となってしまいました。

*学童保育では、1年生から6年生まで幅広い学年の児童が1部屋で過ごしている場合もあり、とりわけ1部屋40人を超えているところが4割近くに達していること。

*学童保育では、計画的な時間管理に基づき、児童の学年やニーズに即して勉強や遊びの指導が行われていること。

*病気やケガが発生した場合、緊急処置や病院への搬送を行わなければならない、災害発生時の対応も必要なこと。

*放課後児童支援員は指導の準備や片付けはもとより、施設の清掃なども行っている場合があること。

などからすれば、ワンオペレーションでの運営は到底不可能であり、従来の「従うべき基準」を引き続き遵守するよう、市区町村に対し強く働きかけていくことが不可欠です。

なお、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用している市区町村はそれぞれ300超の自治体に止まることから、その活用拡大が必要です。

資料40 学童保育待機児童、未設置校区の状況

(人・校区・%)

都道府県	待機児童数			公立小学校数	未設置校区	未設置比率	都道府県	待機児童数			公立小学校数	未設置校区	未設置比率
	2019年	2020年	増加数					2019年	2020年	増加数			
北海道	140	168	28	993	233	23.5	滋賀	28	255	227	218	18	8.3
青森	74	15	-59	268	66	24.6	京都	153	43	-110	359	30	8.4
岩手	119	246	127	302	59	19.5	大阪	469	452	-17	976	156	16.0
宮城	450	547	97	375	37	9.9	兵庫	960	1,173	213	741	41	5.5
秋田	62	79	17	190	22	11.6	奈良	88	143	55	194	6	3.1
山形	147	81	-66	243	40	16.5	和歌山	55	222	167	245	68	27.8
福島	467	836	369	423	88	20.8	鳥取	69	41	-28	117	7	6.0
茨城	345	313	-32	468	33	7.1	島根	178	112	-66	200	35	17.5
栃木	90	39	-51	348	46	13.2	岡山	157	183	26	384	27	7.0
群馬	67	70	3	305	19	6.2	広島	127	145	18	463	33	7.1
埼玉	2,043	1,649	-394	808	20	2.5	山口	277	386	109	300	35	11.7
千葉	1,545	1,604	59	766	36	4.7	徳島	46	76	30	187	33	17.6
東京	3,912	4,211	299	1,267	169	13.3	香川	296	181	-115	158	14	8.9
神奈川	619	536	-83	853	179	21.0	愛媛	394	206	-188	280	69	24.6
新潟	23	13	-10	449	58	12.9	高知	164	184	20	225	92	40.9
富山	97	95	-2	181	12	6.6	福岡	510	457	-53	717	37	5.2
石川	35	18	-17	202	21	10.4	佐賀	258	312	54	163	8	4.9
福井	2	0	-2	195	19	9.7	長崎	17	18	1	320	89	27.8
山梨	60	38	-22	172	10	5.8	熊本	201	211	10	339	40	11.8
長野	37	26	-11	358	42	11.7	大分	44	58	14	264	19	7.2
岐阜	148	166	18	365	49	13.4	宮崎	234	361	127	236	57	24.2
静岡	1,090	1,040	-50	502	56	11.2	鹿児島	212	206	-6	503	147	29.2
愛知	886	719	-167	964	170	17.6	沖縄	719	789	70	263	70	26.6
三重	62	66	4	369	60	16.3	全国	18,176	18,789	613	19,218	2,675	13.9

資料出所：全国学童保育連絡協議会資料より金属労協政策企画局で作成。

資料41 学童保育における1部屋あたりの児童数別の部屋数の分布

(部屋・%)

児童数	2018年		2019年		2020年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1人～40人	19,424	62.1	20,238	62.0	20,798	61.8
41人～70人	10,617	34.0	11,251	34.5	11,635	34.6
71人以上	1,224	3.9	1,165	3.6	1,238	3.7
合計	31,265	100.0	32,654	100.0	33,671	100.0

資料出所：全国学童保育連絡協議会

資料42 学童保育指導員の処遇改善のため「子ども・子育て支援交付金」を申請した市区町村数(2019年度)

都道府県	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	うち両方実施	都道府県	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	うち両方実施	都道府県	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	うち両方実施
全国計	310	332	169	富山	5	0	0	島根	2	3	1
北海道	6	20	5	石川	7	11	5	岡山	7	9	3
青森	4	3	1	福井	0	3	0	広島	0	3	0
岩手	9	12	9	山梨	1	3	0	山口	0	5	0
宮城	2	4	1	長野	5	5	3	徳島	6	2	2
秋田	2	15	2	岐阜	5	9	4	香川	1	2	1
山形	15	16	14	静岡	5	7	3	愛媛	0	1	0
福島	3	7	3	愛知	17	14	8	高知	2	5	1
茨城	8	11	6	三重	9	6	5	福岡	5	8	0
栃木	8	10	3	滋賀	10	10	6	佐賀	1	4	1
群馬	17	15	12	京都	1	5	0	長崎	11	8	8
埼玉	40	27	15	大阪	11	5	2	熊本	13	14	9
千葉	11	9	4	兵庫	7	9	5	大分	1	8	1
東京	8	9	5	奈良	6	5	4	宮崎	3	7	3
神奈川	12	10	6	和歌山	8	7	2	鹿児島	11	18	5
新潟	2	3	0	鳥取	1	2	1	沖縄	21	11	

(注)1. 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」は、常勤職員および常勤職員以外の職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」は、放課後児童支援員の経験年数や研修実績などに応じた段階的な賃金改善の仕組みに必要な費用の一部を補助する事業。
2. 資料出所：全国学童保育連絡協議会資料より金属労協政策企画局で作成。

資料43 学童保育における「従うべき基準」の廃止

<従 来>

従うべき基準

- ・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの
①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）

参酌すべき基準（主なもの）

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
- ・一の支援の単位を構成する児童数（集団の規模）は、おおむね40人以下
- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上
- ・開所日数は原則1年につき250日以上

<2020年4月以降>

参酌すべき基準（主なもの）

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
- ・一の支援の単位を構成する児童数（集団の規模）は、おおむね40人以下
- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上
- ・開所日数は原則1年につき250日以上
- ・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの
①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③病児・病後児・体調不良児の保育の拡充

病児保育施設については、年々施設数が拡大しており、2018年度には全国3,130カ所（病児対応型1,068、病後児対応型643、体調不良児対応型1,412、訪問型7）となっています。しかしながら、延べ利用児童数は、同じく2018年度で1,008,712人にすぎず、たとえば保育所などの利用児童数（2018年に261万人）と比べると、2年半に1回にすぎないということになります。地域における状況を確認しながら、その拡充を図っていく必要があります。

学童保育や病児保育に用いられる内閣府の「地域子ども・子育て支援に必要な経費」は、2019年度の執行率が80%で、350億円以上が使われていない状況にあります。大阪市や名古屋市への支出額が横浜市の約4割といったばらつきもあります。市区町村が積極的に交付申請を行うよう、都道府県としても促進していく必要があります。

7. 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用

＜自治体・監督署・出入国管理局・実習機構・地方議員への要請項目＞

①外国人技能実習生、特定技能外国人の状況に関する情報公開…補強

＜労働組合としての活動＞

②外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ…補強

2020年10月末の厚生労働省「外国人雇用状況」によれば、コロナ禍の下においても、外国人労働者数は前年比4.0%増の1,724,328人となっています。中でも群馬、千葉、大阪、和歌山、高知では、前年比1割以上の増加となっています。このうち技能実習生は402,356人で前年比4.8%増、秋田、東京、神奈川、大阪、和歌山、高知、福岡、佐賀、長崎では1割を超える増加、沖縄は3割弱の増加となっています。また留学生は全体でマイナス3.7%減ですが、大阪では15.9%増、群馬では約2倍に増加しています。

資料44 外国人雇用状況（2020年10月末）

(人・%)

都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学		都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
全国計	1,724,328	4.0	402,356	4.8	306,557	△ 3.7	三重	30,054	△ 0.9	10,581	△ 1.6	1,489	7.8
北海道	25,363	4.0	13,400	3.5	2,455	△ 18.8	滋賀	20,011	△ 0.2	4,940	△ 4.9	688	△ 13.4
青森	4,065	4.2	2,573	3.3	211	△ 8.7	京都	21,560	6.8	5,372	9.1	4,147	△ 3.2
岩手	5,407	4.5	3,405	1.5	319	19.5	大阪	117,596	11.6	23,034	10.5	32,551	15.9
宮城	13,797	1.5	4,411	△ 1.3	4,358	△ 1.0	兵庫	44,441	8.2	12,472	5.2	8,710	0.7
秋田	2,402	9.0	1,355	17.6	140	△ 12.5	奈良	6,011	8.1	2,634	7.9	569	8.4
山形	4,744	5.5	2,641	4.5	111	13.3	和歌山	3,115	10.9	1,418	13.6	154	△ 18.5
福島	9,958	4.3	4,526	4.8	1,058	△ 4.0	鳥取	3,250	4.1	1,776	3.6	260	12.6
茨城	39,479	6.0	15,290	6.5	2,876	6.9	島根	4,405	5.3	2,028	1.1	199	6.4
栃木	27,606	0.8	8,303	2.1	1,788	△ 3.9	岡山	20,143	2.8	9,609	3.9	2,988	△ 12.4
群馬	44,456	13.1	10,234	0.9	6,071	109.1	広島	37,707	3.0	17,533	2.2	5,365	△ 1.1
埼玉	81,721	7.8	18,272	7.0	12,686	△ 4.3	山口	9,072	6.5	4,210	5.9	1,316	1.3
千葉	67,177	11.2	15,750	6.8	14,027	5.5	徳島	4,985	0.8	3,157	△ 3.4	328	11.9
東京	496,954	2.4	22,897	11.3	133,638	△ 9.1	香川	10,422	2.4	6,275	0.9	806	2.3
神奈川	94,489	3.2	14,046	11.1	10,896	△ 16.3	愛媛	10,430	6.6	7,062	5.8	306	△ 18.4
新潟	10,427	△ 0.0	4,357	2.0	1,380	△ 20.6	高知	3,473	10.6	2,209	12.0	224	△ 12.5
富山	12,027	1.5	6,272	1.0	330	△ 4.6	福岡	54,957	4.6	14,985	10.1	19,872	△ 2.5
石川	10,696	△ 2.3	5,558	△ 1.9	1,164	△ 10.0	佐賀	5,823	7.4	3,059	11.5	1,324	△ 8.5
福井	10,339	13.3	4,699	2.2	312	4.7	長崎	6,178	3.4	2,912	10.0	1,143	△ 10.6
山梨	8,360	2.4	1,991	0.8	507	△ 6.5	熊本	12,928	4.7	8,500	6.5	757	△ 16.4
長野	19,858	△ 0.8	7,080	△ 7.3	953	△ 18.2	大分	7,591	3.0	3,978	4.8	1,422	△ 7.4
岐阜	34,936	△ 1.3	14,626	2.3	2,044	△ 1.6	宮崎	5,519	9.8	3,879	9.4	517	9.8
静岡	65,734	1.8	15,894	3.8	4,033	0.9	鹿児島	8,761	4.5	5,861	2.4	462	△ 6.5
愛知	175,114	△ 0.0	44,268	2.4	17,527	△ 3.3	沖縄	10,787	4.6	3,024	29.1	2,076	△ 22.6

資料出所：厚生労働省

外国人技能実習制度については、法務省の「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の報告書（2019年3月）でも明らかなように、外国人技能実習生の死亡・失踪、監理団体や受け入れ企業による不正行為が数多く発生しています。2017年の新しい制度発足以降も、団体監理型技能実習生の不法残留者は増加の一途をたどっています。

2019年11月、出入国在留管理庁は、「失踪技能実習生を減少させるための施策」を発表しましたが、失踪の主な原因を、賃金の不払いなど受け入れ企業側の不適正な取り扱いや、入国時に

支払った費用の回収など技能実習生側の経済的な事情にあるとの認識に立って、

- ・失踪者を出した送出機関、監理団体、受け入れ企業に対し、帰責性を踏まえて技能実習生の新規受け入れを停止。
- ・送出国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取り決めに基づく対応の強化。
- ・失踪技能実習生を雇用した企業名の公表の検討。
- ・技能実習生からも処遇状況についてヒアリング。
- ・在留カード番号などを活用した不法就労の摘発の強化。

などを行うことにしています。地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所に対し、労働組合として強く問題意識を示していくことが、外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保にとって不可欠となっています。

なお、これらの諸機関が労働組合との情報交換・意見交換に応じない場合、必要な情報が提供されない場合には、金属労協本部に連絡します。

資料45 在留資格別の不法残留者数の推移

在留資格	2016年 1月1日	2017年 1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日	2020年 1月1日	2020年 7月1日
総数	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892	82,616
短期滞在	42,478	44,167	44,592	47,399	51,239	51,049
技能実習	5,904	6,518	6,914	9,366	12,427	12,457
うち団体監理型						
1年目	2,439	2,741	2,894	4,015	5,309	5,450
2、3年	3,413	3,748	3,988	5,318	7,048	6,925
4、5年	—	—	0	0	43	54
特定活動	1,633	1,910	2,286	4,224	5,688	5,964
留学	3,422	3,807	4,100	4,708	5,543	5,170
日本人の配偶者等	3,433	3,287	3,092	2,946	2,687	2,621
その他	5,948	5,581	5,514	5,524	5,308	5,355

(注)1. 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」であった者も含まれる。
2. 資料出所：法務省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料46 外国人技能実習生の実習実施者
に対する監督指導

項 目	(事業所)		
	2017年	2018年	2019年
監督指導	5,966	7,334	9,455
労働基準関係法令違反	4,226	5,160	6,796
労働時間	1,566	1,711	2,035
安全基準	1,176	1,670	1,977
割増賃金の支払	945	1,083	1,538
賃金台帳	448	450	1,089
賃金の支払	526	480	1,061
就業規則	551	596	843
労働条件の明示	541	517	732
衛生基準	473	556	708
健康診断	477	497	654
最低賃金の支払	92	178	469
法令等の周知	342	341	382
寄宿舎の安全基準	148	144	162

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料47 主な業種別、外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導(2019年)
(事業所)

主な業種	監督指導実施事業所	違反事業所数	主な違反事項		
			安全基準	労働時間	衛生基準
機械金属	3,102	2,134 68.8%	813	697	479
食料品製造	1,575	1,117 70.9%	442	349	209
繊維・衣類	802	550 68.6%	165	132	115
建設	1,317	1,048 79.6%	358	357	290
農業	534	378 70.8%	119	100	56
合計	9,455	6,796 71.9%	2035	1977	1538

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料48 実習実施者における内容別の違反指摘件数(2019年度)

違反の内容	件数
技能実習生の待遇に関するもの	2,374
宿泊施設の不備（私有物収納設備、消火設備等の不備等）に関するもの	1,063
残業代が適切に支払われていなかったもの	747
計画どおりの報酬が支払われていなかったもの	401
食費、居住費、水道・光熱費等の技能実習生が負担する金額が適正でなかったもの	146
報酬の額が日本人と同等以上でなかったもの	15
帳簿書類の作成・備え付けに関するもの	2,258
技能実習の実施に関するもの	1,575
実習場所が計画と異なっていたもの	583
実習内容が計画と異なっていたもの	363
従事させる業務が適切でないもの	146
実習時間数が計画と異なっていたもの	121
計画に記載されている機械・器具・設備を使用していなかったもの	28
届出・報告に関するもの	953
技能実習を実施する体制・設備に関するもの	785
技能実習生に対する指導体制が不十分であったもの	401
技能実習指導員が適切に選任されていなかったもの	217
生活指導員が適切に選任されていなかったもの	56
技能実習責任者が適切に選任されていなかったもの	29
技能実習生の人数枠が基準を満たしていないもの	14
技能実習生の保護に関するもの	34
在留カード・旅券を預かっていたもの	15
貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしていたもの	1
私生活の自由を不当に制限していたもの	10
合計	7,979

(注)1. 14,970の実習実施者に対する実地検査による。具体的な違反の内容は、主要なもののみ。

2. 資料出所：外国人技能実習機構資料より金属労協政策企画局で作成。

2019年4月、新たな在留資格「特定技能」が導入されました。中小・小規模事業者をはじめとする人手不足の深刻化に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことになっており、現在、14分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）で就労が認められています。対象産業（特定産業分野）として認められるためには、行われてきた生産性向上や国内人材確

保のための取り組み、受け入れの必要性などを明示していく必要がありますが、実際にはほとんど根拠が示されていない産業も含まれています。2020年9月末時点で、受け入れは8,769人となっていますが、拙速に導入された制度によって外国人材に関する歪みがさらに拡大しないよう、労働組合として監視していくことが重要です。

資料49 特定技能のポイント

項目	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
受入れ機関又は登録支援機関による支援	対象	対象外

資料出所：JITCO

資料50 特定技能1号在留外国人数(2020年9月末現在)

(人)							
都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	401	神奈川県	407	大阪府	449	福岡県	444
青森県	38	新潟県	83	兵庫県	285	佐賀県	36
岩手県	43	富山県	65	奈良県	26	長崎県	127
宮城県	77	石川県	73	和歌山県	22	熊本県	243
秋田県	6	福井県	44	鳥取県	31	大分県	75
山形県	14	山梨県	39	島根県	40	宮崎県	22
福島県	55	長野県	186	岡山県	126	鹿児島県	93
茨城県	445	岐阜県	195	広島県	302	沖縄県	102
栃木県	153	静岡県	262	山口県	39	未定・不詳	18
群馬県	295	愛知県	718	徳島県	30		
埼玉県	474	三重県	180	香川県	159		
千葉県	784	滋賀県	87	愛媛県	91		
東京都	686	京都府	162	高知県	37	総数	8,769

資料出所：法務省

「最低賃金」と「地方政策」の学習会実施について

2020年9月18日
金属労協政策企画局

1. 目的

近年、地域別最低賃金が急激に引き上げられていることなどから、従来になく使用者側の特定最低賃金に対する抵抗が強まっており、年々、審議が厳しさを増している。このため地域からは、意見交換・情報交換の場づくりや、審議での主張点や審議状況の情報提供など、地域での取り組み支援を強化するよう要望が出されている。

また、国際環境やビジネス環境が激変する中で、国の政策はもちろん、地方自治体においても、「強固な地方」「強固な現場」を構築するための政策推進が不可欠となっている。雇用不安・生活不安を解消し、産業・企業基盤を維持するため、「地方における政策・制度課題」の検討を深めるとともに、実現に向けた取り組みを強化しなければならない。

こうした観点から、地方連合会金属部門連絡会の「コア活動」としている「最低賃金」と「地方政策」の活動を支援するため、地方組織主催の学習会を計画的に実施する。

2. 学習会の実施方法

- 実施方法
- ・地方連合会金属部門等が主催する会議（既存の会議）に、本部から講師を派遣し、「最低賃金」「地方政策」をテーマとした学習会を実施する。
 - ・ただし、規模的に単独の活動が難しい県では、地方ブロックが主催し、地方連合会金属部門等のメンバーが参加することも可能とする。
- 開催日時
- ・各都道府県で、年1回以上実施する。
 - ・実施時期は、地方連合会金属部門等または地方ブロックが判断し、本部に講師派遣を要請する。
 - ・地域の事情に合わせて、柔軟に開催時間を設定する。
 - ・質疑・意見交換・情報交換の時間を十分に確保する。
- 講師派遣
- ・講師の派遣方法は、出張参加もしくはWeb参加（本部のWebex活用も可能）とする。
- その他
- ・学習会でいただいた意見を特定最低賃金の方針や地方政策の立案等に反映する。
 - ・地方連合会事務局にも参加を依頼する。

3. 実施例

- ・学習会のテーマについては、地域の実態・要望に応じて、地方連合会金属部門等と本部で、事前に調整する。

「最低賃金」学習会（例示）			
	30分	60分	
説明 (30～60分 程度)		○	制度の基本（最低賃金とは）
		○	歴史的な経過、近年の最低賃金の動向・課題
	○	○	「特定最低賃金の取り組み方針」「確認事項」
		○	「特定最低賃金の取り組みに問題が生じた場合の対応」
	○	○	特定最低賃金の直近の審議状況・結果

質疑 情報交換 意見交換 (30分程度)	○	○	当該都道府県の課題と対応（意見交換）
「地方政策」学習会（例示）			
	30分	60分	
説明 (30～60分程度)	○	○	都道府県において、金属の労働組合が政策・制度に取り組む意義
	○	○	地方連合会への政策の持ち込み方
	○	○	地方議員を通じて実現する場合の留意点
		○	金属労協が取り組みを提案している具体的な「地方における政策・制度課題」のご紹介
質疑 情報交換 意見交換 (30分程度)	○	○	

4. 地方連合会金属部門連絡会等から、本部への講師派遣要請の手続き

- ・講師派遣の要請先：金属労協事務局次長（組織総務局）市川佳子 (ichikawa@jcmetal.jp)
- ・学習会の内容・実施方法に関する問い合わせ先：

金属労協事務局次長(政策企画局) 倉永誠史 (kuranaga@jcmetal.jp)

金属労協政策企画局部長 諏訪美千代 (suwa@jcmetal.jp)

<参考>

「地方連合会金属部門連絡会と金属労協地方ブロックの今後のあり方について(2017年7月)」

4. 地方における具体的活動

具体的な活動内容を以下の通り整理する。「コア活動」と位置付けたものについては、どこでもこれだけは必ず実施することとする。

(1) 地方連合会金属部門連絡会

① 春闘における共闘の推進

- ・情報交換
- ・勉強会の開催

② 最低賃金の取り組み

- ・情報交換、勉強会の開催（コア活動）
- ・審議会委員相互の連携と共闘

③ 産業政策の取り組み

- ・地方連合会の政策委員会等への意見反映（コア活動）
- ・ものづくり教室の開催（年1回）（コア活動）
- ・都道府県別のものづくり産業基盤整備・振興のためのビジョンや政策の立案
- ・金属部門としての行政や地方議員への要請行動
- ・金属・ものづくり産業の県別労使対話の実施

- ・工業高校、企業、各種施設等の見学
- ④ 組織拡大の取り組み
 - ・地方連合会の労働相談活動を通じた関連産業に働く未組織労働者への支援
 - ・地方連合会の組織拡大活動と連動した関連産業の未組織事業所の組織化
- (2) 地方ブロックの活動
 - ① 各県組織の連絡調整
 - ・各県組織間の情報・意見交換、研修などを目的とした代表者会議の開催（年1回以上）（コア）
 - ② 本部との連携
 - ・各県活動の集約と本部への報告（コア）
 - ・本部からの交付金等の管理と各県への配布と会計報告のとりまとめ（コア）
 - ・定期大会等の本部諸会議への代表参加（コア）

以 上

